

80. 教育(学校教育を中心として)

(2025年12月23日更新版)

- 0 基本認識 【教育委員会】
- 1 教育大綱・総合教育会議 【総合政策局】
- 2 学校教育に関する基本認識 【教育委員会】
- 3 教育内容の変化 【教育委員会】
- 4 不登校への対応 【教育委員会】
- 5 学びの多様化 【教育委員会】
- 6 教員の多忙解消 【教育委員会】
- 7 部活動の地域展開 【総合政策局】
- 8 学校統廃合 【教育委員会】
- 9 給食 【教育委員会】
- 10 学校老朽化・施設改修 【教育委員会】
- 11 英語教育について 【教育委員会】
- 12 静岡市立の高等学校の在り方検討 【教育委員会】
- 13 インターナショナルスクール(『観光・文化』から再掲) 【総合政策局】

0-0-1 基本認識 「教」から「学」の時代へ

- ・教育のあり方については、時代によって変わるが、今は大変革期にあると認識。
- ・ながらく、教育は「教え」「育てる」ことだった。
- ・しかし、現在は、「学び」「育つ」ことが重要な時代。
- ・学校とは、字が表す意味では「学びの場」
教師とは、字が表す意味では「教える + 教え導く人」
- ・これまでの学校では、教師による教えることを重視
⇒時代の大変化(価値観の変化、科学技術の変化など)
- ・これからの中学校では、人が主体的に自らの意思で「学ぶ」ことを重視
教師はその学びがうまくいくよう手助けする人(ファシリテーター)

0-0-2 基本認識 教育行政の範囲、教育における教育委員会と市長部局の関係

- ・「教育」という語は、「教えること」という直接的な意味だけではなく、様々な意味で使われている。
- ・行政における教育(教育行政)においては、義務教育や学校教育の範囲に限らず、生涯学習のように全世代・全市民を対象とした教育について考える必要がある。
- ・難波が市長に就任する以前(～2023.4.12)までは、「教育」は教育委員会が担い、市長部局は教育委員会の権限に属する事務の一部を補助執行するという形がとられていた。
このこともあって、「教育大綱」(「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項で市長が定めると規定されている、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」)については、教育委員会が定めた「静岡市教育振興基本計画」をそのまま「教育大綱」としていた。
- ・難波は、市長就任以降(2023. 4)、静岡市の教育行政が教育委員会による「学校教育」なかでも義務教育に偏って取り組んでいることは適切な教育行政とは言えないと認識した。
- ・このため、教育における教育委員会と市長部局の関係について法律に照らし整理した。
- ・その上で、2024年11月、全世代・全市民を対象にした「静岡市教育大綱」を策定した。
- ・また、条例を制定し、教育業務の権限の一部を教育委員会から市長部局へ移した。
- ・以下の資料は、教育における教育委員会と市長部局の関係を理解した上で作成している。
(注:以下の資料において、教育委員会が作成した資料について、右上に「教育委員会」としている。)

(1) 教育委員会と市長の権限

「地方自治法第180条の8」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、教育委員会と市長の職務権限が以下のとおり定められている。

《教育委員会》

- ・公立学校の設置、管理、廃止
- ・教職員の人事
- ・入学、転学、退学に関すること
- ・学校の組織編制、教育課程、学習指導
- ・教科書その他教材の取り扱い
- ・スポーツに関すること
- ・文化財の保護に関すること
- ・文化に関すること

など

《市長》

- ・大学に関すること
- ・幼保連携型認定こども園に関すること
- ・私立学校に関すること
- ・教育財産の取得、処分
- ・教育委員会の所掌に係る事項に関する契約締結
- ・教育委員会の所掌に係る事項に関する予算の執行

0-1-2 教育における教育委員会と市長部局の関係

教育委員会

(2)事務の補助執行と権限の委譲について

「地方自治法第180条の7」の規定により、教育委員会の権限に属する事務の一部を、市長部局に補助執行させることができる。(補助執行=権限は教育委員会に残し、事務は市長部局が執行する)

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、条例の定めるところにより、教育委員会の権限に属する事務を市長が管理・執行することができる。

(権限移譲=権限そのもの教育委員会から市長部局へ移す)



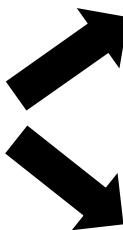
「静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(2025年4月1日施行)」を制定し、スポーツ・文化に関する事務の権限を市長部局へ委譲し、まちづくりや観光など他の行政分野と一体で取り組む。

«2024年度»

《市長部局で補助執行》

- ・家庭教育、高齢者学級及び女性学級
- ・特別支援教育センターエクササイズ施設の利用
- ・青少年研修センターに関すること
- ・文化財に関すること**
- ・登呂博物館、芹沢鉢介美術館**
- ・スポーツ及びレクリエーション**
- ・学校体育施設等の利用**

など



«2025年度»

《市長部局で補助執行》

- ・家庭教育、高齢者学級及び女性学級
- ・特別支援教育センターエクササイズ施設の利用
- ・青少年研修センターに関すること など

《市長部局へ権限を委譲》

- ・スポーツに関すること**
- ・文化に関すること**
- ・博物館及び井川少年自然の家の設置、管理及び廃止**

1 静岡市教育大綱の特徴

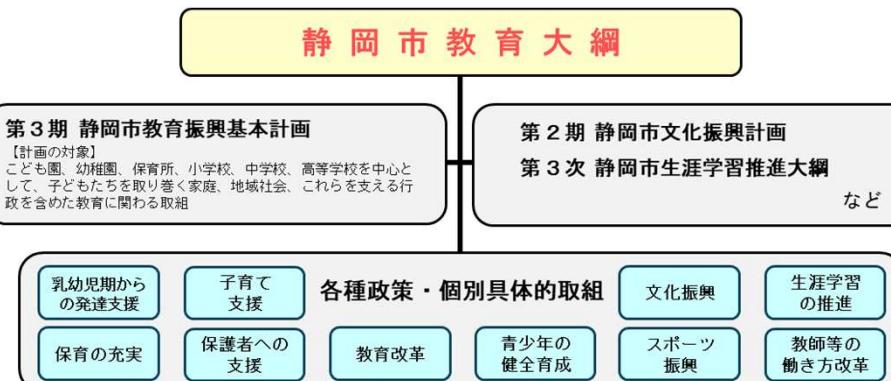
- 義務教育の範囲に限らず、乳幼児期からの支援やリカレント教育の推進といった、「全世代・全市民」を対象にした人づくりの「総合的な施策の大綱」である「静岡市教育大綱」を2024年11月に策定しました。

2 静岡市教育大綱の策定目的

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項
「地方公共団体の長（市長）は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める」とされています。
- この「総合的な施策の大綱」が、今回の「静岡市教育大綱」に当たります。市の教育大綱は、地方公共団体の長が策定する総合的な施策の大綱であり、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参照し策定することとされていることから、新しい概念や幅広い視点が含まれるべきであると考えます。静岡市では、「乳幼児からお年寄りまで全ての市民を対象」とし、「教育機関のみならず、家庭や地域といった社会全体を包含した内容」といった新しい概念や幅広い視点で「静岡市教育大綱」を策定しています。

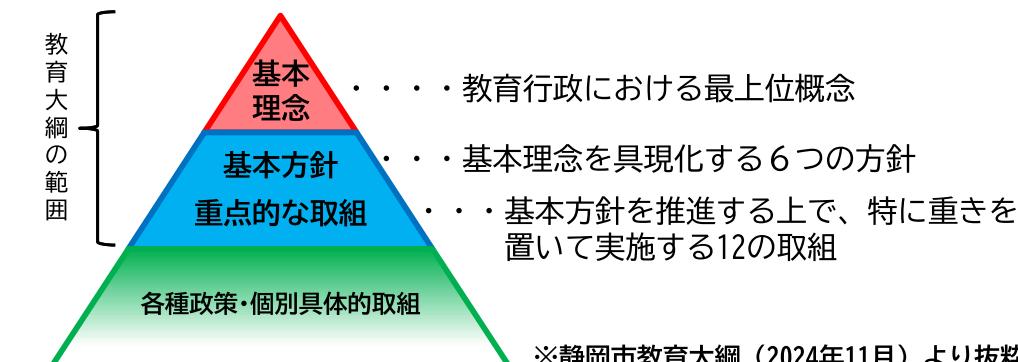
3 静岡市教育大綱の位置づけ

静岡市教育大綱を、静岡市の教育行政における基本的な方針に位置付け、その内容に則した各種政策・個別具体的取組を推進します。



※静岡市教育大綱（2024年11月）より抜粋

4 静岡市教育大綱の構成（3層構造）



※静岡市教育大綱（2024年11月）より抜粋

5 静岡市教育大綱の内容

●基本理念 ○基本方針（関係局）

●基本理念

多種多様な学びと地域の教育力を通じて、一人ひとりが心豊かで幸せを感じられる人生を送ることができる基礎を作るとともに、持続可能な社会を支える人を育てる

○基本方針1

「誰一人取り残されず、全ての人の可能性が引き出される」
(市民局・観光交流文化局・保健福祉長寿局・こども未来局など)

○基本方針2

「子どもの豊かな心と健やかな体を育む」
(こども未来局、教育局など)

○基本方針3

「確かな学力と幅広い知識の下、豊かな教養と人間性を高める」
(観光交流文化局、教育局など)

○基本方針4

「新たな時代で活躍できる多様な才能・能力を伸ばす」
(環境局、経済局、教育局など)

○基本方針5

「生涯にわたる学びと成長の好循環を生み出す」
(市民局、経済局など)

○基本方針6

「教育・保育の当事者が安心感や幸福感をもてる環境を整える」
(こども未来局、教育局など)

6 静岡市総合教育会議の内容

○目的

市長と静岡市教育委員会が対等な執行機関として、静岡市総合教育会議において、静岡市における教育行政に係る協議・調整を行う。

○構成員

市長と教育委員

○協議・調整事項

- (1) 教育行政の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

○その他

- ・静岡市は例年年2回程度開催（開催回数は自治体により様々）
- ・2025年は8月29日に第1回総合教育会議を開催

※参考：（これまでの協議テーマ）

	協議テーマ	
2015	・教育に関する大綱について ・教員の多忙解消(校務支援システム)	・切れ目のない教育環境の充実 ・おいしい給食の提供と食育の推進
2016	・静岡市ならではの人材育成 ・子どもの貧困対策	・教員の多忙解消(部活動)
2017	・グローバル人材育成のための魅力ある教育施策 ・日本一おいしい学校給食の提供	・子どもの貧困対策
2018	・総合的な不登校対策の推進 ・教職員の働き方改革の実現	・学校図書館の更なる充実 ※検証テーマ
2019	・特別支援教育の充実 ・ICT教育の推進	・教職員の働き方改革の実現 ※検証テーマ ・外国につながる子どもたちの支援体制の充実
2020	・不登校対策の推進 ・ICT教育の推進	※検証テーマ ・子どもの貧困対策 ※検証テーマ
2021	・共生教育の推進	・国際教育の推進 ※検証テーマ
2022	・部活動改革	
2023	・教育大綱の策定	
2024	・教育大綱の策定	

(参考)令和7年度 第1回静岡市総合教育会議(令和7年8月29日)

日時:令和7年8月29日(金) 10時00分～12時00分

場所:静岡庁舎 新館8階 市長公室

議事テーマ

- ・不登校児童生徒の現状と課題 … 別紙1、別冊資料①～⑨
- ・幼保小接続の現状と課題 … 別紙2

※第2回は12月23日(火)開催予定

令和7年度 第1回静岡市総合教育会議(令和7年8月29日)資料1-1

不登校児童生徒の現状と課題

1 要 旨

総合教育会議において、市長と教育委員会が、不登校への取組を共通理解のもとで進めていけるよう、不登校の増加の現状を正確に把握し、現在の施策に欠けている点や今後必要となる取組について、協議する。

2 現 状

(1) 全国的な動向と静岡市の現状

不登校児童生徒の増加は、静岡市のみならず全国的に同様の傾向で増加している。他市町との比較も踏まえ、静岡市の不登校の現状を改めて確認する。

→別冊 不登校児童生徒の現状に関する資料 参照

不登校児童生徒数は、1990年代後半から15年近くも同水準で推移していたものが、2014年度以降、全国的に同様の傾向で増加し、コロナ禍により大幅に拡大した。

(2) 不登校児童生徒の増加の要因分析

不登校者数の増加の要因について、文部科学省では増加に至る背景を次のとおり分析している。

不登校児童生徒の増加の背景

文部科学省では、『増加の背景として、①児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）の趣旨の浸透等による保護者の学校に対する意識の変化、②コロナ禍の影響による登校意欲の低下、③特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援に課題があつたことなどが考えられる。』としている。（令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果）

【増加に至る背景の要因分析に基づく具体的な事象についての考察】

①保護者の学校に対する意識の変化

- ・休養の必要性を認め、登校しない期間を設けることが法律により認められたことが保護者に浸透した
- ・通信制高校など小・中学校で不登校になった児童生徒の進学先の増加
- ・フリースクール、オルタナティブスクールなど、学校以外の居場所や学びの場の増加

②コロナ禍の影響による登校意欲の低下

- ・身近に「学校に行かないこと」を選択した児童生徒がいることによって生じる「学校に行かない」ことについての抵抗感の低下
- ・生活インフラとして、オンライン通信（SNS、動画サイト、ネットゲーム等）が普及、リモートも一般化

③特別な配慮を必要とする児童生徒に対する支援の課題

- ・行動面・学習面で特別な支援を要する児童生徒など対応をより早期に始める必要がある
- ・家庭状況の変化（一人親、共働きの増加 等）や日本語をあまり話さない児童生徒など多様で複雑な背景をもつ児童生徒の増加

3 不登校があたえる影響

不登校の継続が、児童生徒や保護者に与える影響や生じるリスクについて次のようなことが考えられる。

(1) 不登校児童生徒本人に生じる可能性のあるリスク

①教育の機会の喪失に関するリスク

- ・学習指導要領に沿った学習の機会が減少し、学業に遅れが生じる
- ・他者との協働や課題解決のための合意形成、意思決定の過程に関する学習の機会を得られない
- ・学校による学習評価が困難になり本人の努力が適正に評価されない

②進路選択に関するリスク

- ・調査書（内申書）の出席日数、評価評定の影響により、進学先の選択肢が制限される

③社会的自立に向けたリスク

- ・昼夜逆転やネット依存など生活習慣の乱れや健康への影響等によりひきこもりに繋がる
- ・他者と関わる機会が減少しコミュニケーション能力が育成されない

令和7年度 第1回静岡市総合教育会議(令和7年8月29日)資料1－2

(2) 保護者に与える可能性のある影響

①精神的な負担

- ・子どもの将来への不安、学校へ行けないことへの罪悪感、周囲のプレッシャーなど保護者自身のメンタルヘルスへの悪影響

②生活の変化

- ・子どもの昼食の準備やひとりにしたくないことから、仕事の休職、退職、勤務時間の短縮等の必要性が生じる
- ・子どもの送迎や学習のサポート、病院への付き添いなどにより生活リズムが大きく変わる

③経済的な負担

- ・不登校の子どものための、フリースクールや家庭教師、学習塾などの負担の増加
- ・保護者の休職や退職による収入の減少の家計への影響や生活不安

④社会的な孤立

- ・仕事の休職・退職や子どものことに手一杯になることによる社会とのつながりの希薄化
- ・周囲の理解が得られない場合は孤立感を深める

4 各学校での対応

(1) 支援方針の検討

- ・児童生徒のアセスメント、短期・中期目標の検討、必要な支援の検討、連携が必要な関係機関の検討

(2) 関係スタッフや関係機関との連携

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、訪問教育相談員、こども若者相談センター、児童生徒支援課、特別支援教育センター、医療機関、民間相談施設等

(3) 保護者との連携

- ・面談、家庭訪問、電話等による保護者との情報交換や支援方針の共有

(4) 本人への必要な支援の実施

- ・信頼関係の構築、目標の共有、学習に関する支援、生活に関する支援、心理的ケア本人の状況を踏まえた登校へ向けた支援等

5 現在の取組と課題

(1) 現在の取組

これまで、各学校において、困難を抱える児童生徒の相談体制の構築のためのスクールカウンセラーの配置や校内サポートルームの設置を進めてきた。令和7年度は、令和8年度4月開校を目指し、新たな学びの場として、学びの多様化学校の設置準備を進めている。

⇒参考 別冊（8、9ページ）静岡市の不登校児童生徒への取組

(2) 課題

①不登校児童生徒は、社会的背景のもと増加しており、不登校児童生徒が抱える背景も多様化・複雑化し、学校（教員）だけでは家庭・生活の問題に介入できず、教育の観点だけを捉えて対応することが困難

学校のみではなく、保護者を含めた地域社会やフリースクール等民間団体など、児童生徒を取り巻く全体が共通意識をもち、支援にあたる必要がある。

不登校を直接の目的とするものではないが、子どもを含む家庭や保護者の抱える問題が重篤なケースは、市長部局と連携し次のような取組を実施している。

要保護児童対策地域協議会（こども家庭福祉課）

- ・関係機関により、各区で実務者会議を月1回開催
- ・個別ケース検討会議を必要に応じて開催
- ・虐待や失踪など重篤なケースが対象

重層的支援会議（福祉総務課）

- ・事例に応じた関係機関が集まり各区月2回程度会議を実施
- ・複合化・複雑化した問題を抱える事例について、問題の解きほぐしを行い、支援の方向性を確認するとともに、支援機関の役割分担を行う。

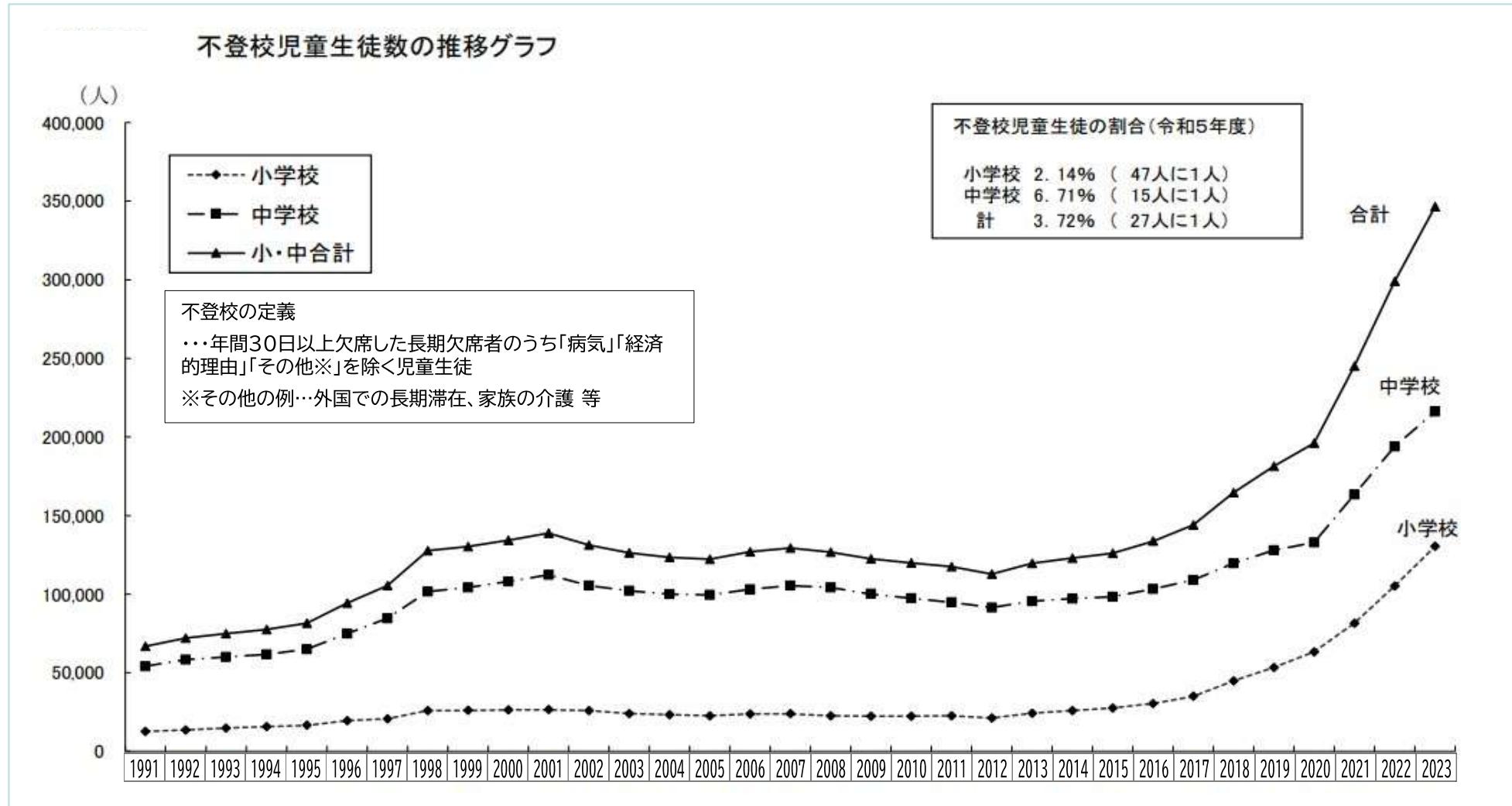
②不登校になつても、学びを継続し、社会との繋がりをもてる体制の整備が不十分

6 協議の視点

現状の取組や課題を踏まえたうえで、今後の不登校児童生徒への取組はどのように進めるべきか。

全国の不登校児童生徒数の推移

- 全国的な不登校児童生徒数は、1990年代後半に増加し、1998年から、15年間程度にわたり微増減を繰り返していた。
- 2021年度からコロナ禍の影響により、毎年、大幅に増加している。
- コロナ禍以前も、2014年以降は増加の傾向を示していた。



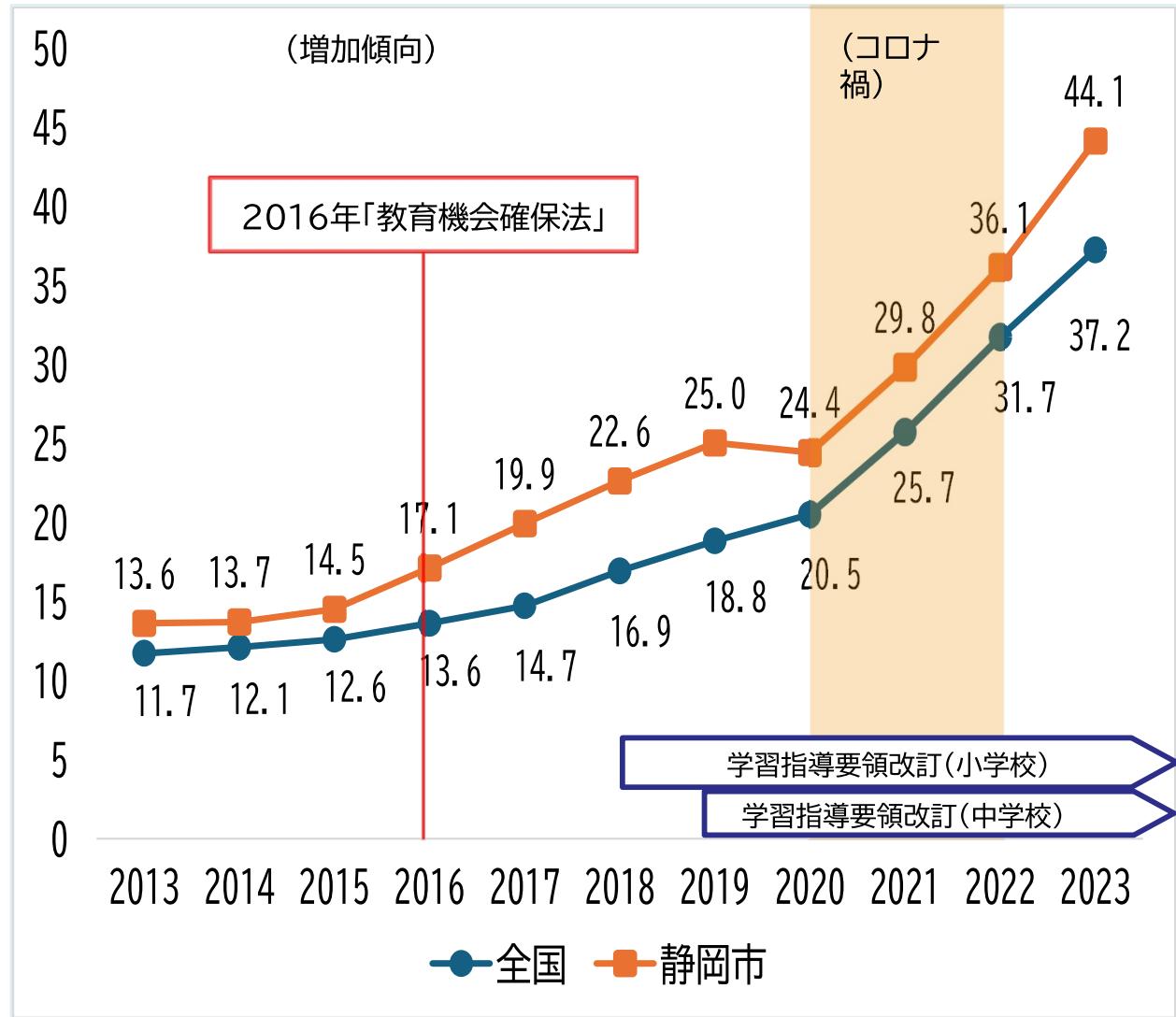
令和7年度 第1回静岡市総合教育会議(令和7年8月29日)別冊資料②

静岡市と全国の不登校児童生徒数の推移の比較

教育委員会

・不登校児童生徒数は、コロナ禍によって大幅に拡大したが、2014年度以降、全国的に同様の傾向で増加しており、不登校の増加は、社会的な背景が影響した社会全体の課題として捉える必要がある。

児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移



・全国と同様に2014年以降、増加傾向を示している
・1000人あたりの不登校児童生徒数は、全国水準より高い数値を示している

※ただし、長期欠席者を不登校としてカウントするかどうかの判断は、市町により誤差があるため、実数よりも増加の傾きに注目する

・増加に転じた2014年度以降からコロナ禍以前までは、全国の増加率よりもやや高い増加率であったが、コロナ禍以降、おおよそ全国と同様の傾向で増加している。

2016年「教育機会確保法」(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律)

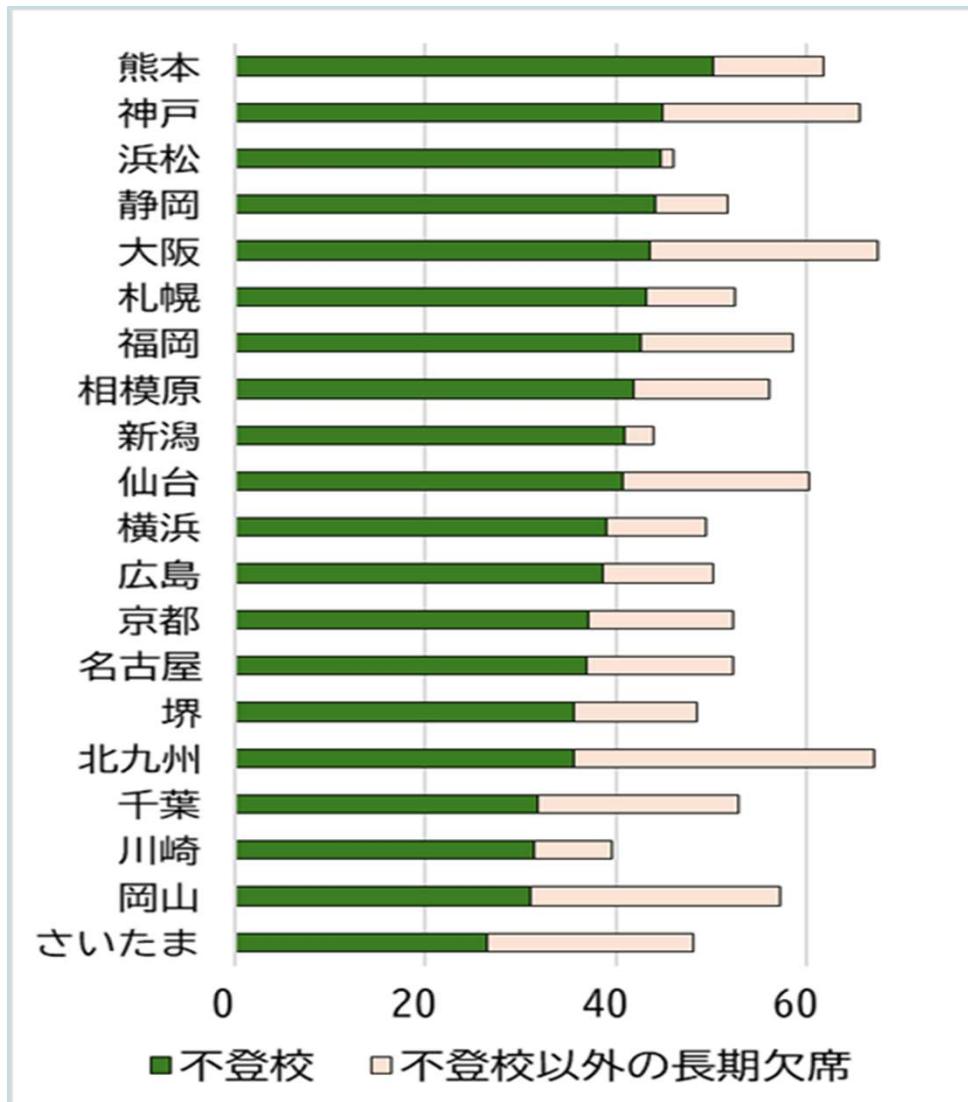
魅力あるよりよい学校づくりは継続するも、不登校は誰にでも起こりうることであり、単に登校するという結果のみを目標とせず、児童・生徒の社会的な自立を目指し、不登校児童生徒等に対する教育機会を確保することに努めること

令和7年度 第1回静岡市総合教育会議(令和7年8月29日)別冊資料③

2023年度静岡市と他の政令指定都市との比較

教育委員会

2023年度1,000人当たりの不登校児童生徒と長期欠席者数(政令市比較)



不登校の定義

…年間30日以上欠席した長期欠席者のうち「病気」「経済的理由」「その他※」を除く児童生徒

※その他の例…外国での長期滞在、家族の介護 等

・1,000人当たりの不登校児童生徒数は約44.1人で、政令指定都市の中で4番目に多い

・1,000人当たりの長期欠席者数は、政令指定都市の中で13番目

・静岡県内は、例えば、体調不良を理由に長期間欠席する児童生徒について、「病気」ではなく「不登校」としてカウントするなど、長期欠席者における不登校児童生徒の割合が高い

令和7年度 第1回静岡市総合教育会議(令和7年8月29日)別冊資料④

静岡市の不登校児童生徒数

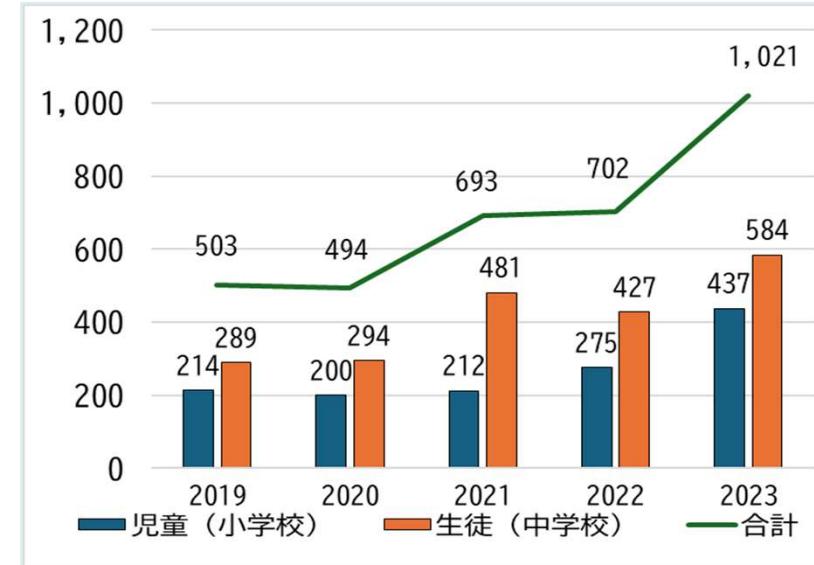
教育委員会

- ・2023年度は、中学生の不登校者数が全体の8.6%で、通常の35人学級に換算すると約3人は不登校という現状
- ・2023年度は、小学生の新規の不登校者数が、前年度と比較し、およそ1.6倍増加した

① 静岡市の不登校児童生徒数の推移



② 静岡市の新規不登校児童生徒数の推移



③ 5年間の不登校児童数(小学生)

	全児童数	不登校児童数	不登校児童の割合	不登校児童の内、新規
2019	32,212	364	1.1%	58.8%
2020	31,518	353	1.1%	56.6%
2021	31,111	392	1.3%	54.1%
2022	30,526	522	1.7%	52.7%
2023	30,511	701	2.3%	62.3%

④ 5年間の不登校生徒数(中学生)

	全生徒数	不登校生徒数	不登校生徒の割合	不登校生徒の内、新規
2019	14,836	813	5.5%	35.5%
2020	14,576	774	5.3%	38.0%
2021	14,690	971	6.6%	49.5%
2022	14,565	1,104	7.6%	38.7%
2023	14,566	1,247	8.6%	46.8%

令和7年度 第1回静岡市総合教育会議(令和7年8月29日)別冊資料⑤

教育委員会

不登校児童生徒、学年別、出席日数別

～
2
0
2
3
年
度

欠席日数	小学校						中学校					
	30-50	50-90	90以上	出席10以下	出席0	合計	30-50	50-90	90以上	出席10以下	出席0	合計
1年	26	21	10	1	0	58	88	81	148	23	9	349
2年	35	21	21	4	2	83	101	82	215	46	23	467
3年	28	29	26	2	0	85	80	47	231	58	15	431
4年	36	29	46	3	0	114						
5年	52	51	61	3	10	177						
6年	45	51	69	8	11	184						
計	222	202	233	21	23	701	269	210	594	127	47	1,247
	31.7%	28.8%	33.2%	3.0%	3.3%		21.6%	16.8%	47.6%	10.2%	3.8%	

～
2
0
2
2
年
度

欠席日数	小学校						中学校					
	30-90	—	90以上	出席10以下	出席0	合計	30-90	—	90以上	出席10以下	出席0	合計
1年	17	—	10	0	0	27	135	—	149	23	5	312
2年	16	—	13	2	0	31	112	—	224	46	26	408
3年	38	—	21	2	0	61	120	—	177	74	13	384
4年	49	—	30	7	3	89						
5年	63	—	52	5	7	127						
6年	94	—	76	13	4	187						
計	277	—	202	29	14	522	367	—	550	143	44	1,104
	53.1%	—	38.7%	5.6%	2.7%		33.2%	—	49.8%	13.0%	4.0%	

～
2
0
2
1
年
度

欠席日数	小学校						中学校					
	30-90	—	90以上	出席10以下	出席0	合計	30-90	—	90以上	出席10以下	出席0	合計
1年	9	—	3	0	0	12	144	—	129	19	6	298
2年	23	—	11	3	0	37	130	—	148	34	20	332
3年	24	—	11	4	3	42	106	—	169	47	19	341
4年	43	—	22	4	2	71						
5年	58	—	43	6	5	112						
6年	61	—	49	6	2	118						
計	218	—	139	23	12	392	380	—	446	100	45	971
	55.6%	—	35.5%	5.9%	3.1%		39.1%	—	45.9%	10.3%	4.6%	

※2023年度から、調査項目に、欠席日数が50日から90日という項目が加わったため、表の欠席日数の区分が過去2年間と異なる

・中学校では、「90日以上の欠席」「出席日数が10日以下」「出席が0」合わせると、60%以上で、小学校に比べ、不登校が長期化する傾向にある

・基本的には、学年があがると不登校児童生徒数は増加するが、進路選択が迫られる中学3年生になり登校を再開するケースもある

・かつては、ほぼいなかつた小学1、2年生の不登校児童が3年間で大幅に増加している

【表の欠席日数の区分】

30-50…年間の欠席日数が30日より多く50日未満

50-90…年間の欠席日数が50日より多く90日未満

30-90…年間の欠席日数が30日より多く90日未満

90以上…年間の欠席日数が90日以上の児童生徒のうち、出席日数が10日以下の児童生徒を除く

出席10以下…年間の出席日数が10日以下

出席0…年間の出席日数が0日

令和7年度 第1回静岡市総合教育会議(令和7年8月29日)別冊資料⑥

中学校卒業後の進路

教育委員会

- ・2024年度中学3年生の不登校の生徒の60%は、通信制の高校に進学している。
- ・通信制といつても、全ての単位をオンラインで取得することはできず、対面指導(スクーリングといわれる)が必須であり、市内に対面指導の会場を設けている通信制高等学校も増加している。また、通信制の高校は、自分で学習計画を立て、進捗を管理し単位を取得する必要があるため、これをサポートするサポート校と呼ばれる教育施設を利用する生徒が多い。
- ・不登校生徒に限らず、今後、中学生の選択肢の一つとして通信制高校を選択する生徒が増える可能性があるが、不登校生徒は、調査書において、欠席や遅刻の回数が多く、学習面においては、評価・評定(成績)が低くなり、全日制・定時制の入学者選抜においてマイナスの要素となるため、通信制高校がその受け皿となっている。
- ・近年、中学校が、進学する高校に提出する調査書(内申書)の欠席日数欄を廃止する県も現れている。
(東京都、岐阜県、長野県など、愛知県、千葉県、新潟県、埼玉県は、今後の廃止が決定している。)

2024年度 不登校生徒の卒業後の進路

進路	人数(人)	割合(%)
全日制	35	7.9
定時制	70	15.8
通信制	268	60.7
その他進学	35	7.9
進学以外	34	7.7
合計 (※中3不登校者数)	442	

2024年度 中学校卒業後の進路(全体)

進路	人数(人)	割合(%)
全日制	3,997	82.6
定時制	126	2.6
通信制	420	8.7
その他進学	260	5.4
進学以外	36	0.7
合計 (卒業者数)	4,839	

参照：R6静岡県公立中学校進路状況調査報告書

令和7年度 第1回静岡市総合教育会議(令和7年8月29日)別冊資料⑦

フリースクール等民間施設について

教育委員会

- ・2024年度、市内の児童生徒が利用した学校外のフリースクール等民間施設は、61施設で市内59施設、市外2施設であった。
- ・市内の59施設のうち、約半数の28施設は、放課後等デイサービスであった。放課後のみならず日中に児童生徒を受入れる施設もある。放課後等デイサービスの利用には、障がい者手帳は必須ではないが、医療機関での診断等などにより障害サービスの需給の認定を受ける必要がある。(令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定により、不登校の状態にある障害児に対し、学校・家庭と連携を図りながら支援を行った場合に評価する加算が創設された。)
- ・61施設のうち、施設の利用が在籍校での出席扱いとなった児童生徒が通所した施設が17施設あった。学校外施設での活動を出席扱いとするかどうかの判断は、校長に委ねられており、校長は、国の通知を基に、施設、保護者と緊密な連携を取り判断する。
- ・利用人数は、小中合わせて157人で、そのうち在籍校において出席扱いとされた児童生徒は31人、全体で19.7%

【2024年度の長期欠席者の調べ(不登校等の調べ)に合わせて調査した、各学校において児童生徒が通所しているフリースクール等民間施設の数】

施設数	うち、 市内施設	うち、 放課後等デイサービス	施設の利用が在籍校での 出席扱いとなった児童生徒 が通所した施設
61	59	28	17

【2024年度のフリースクール等民間施設の利用者数および施設での活動が在籍校で出席扱いとなった人数と割合】

	小学生	中学生	合計
フリースクール等民間施設 利用人数(人)	75	82	157
うち、 施設での活動が在籍校で 出席扱いとなった人数(人)	12	19	31
出席扱いとなった割合	16%	23%	19.7%

(各学校調べ)

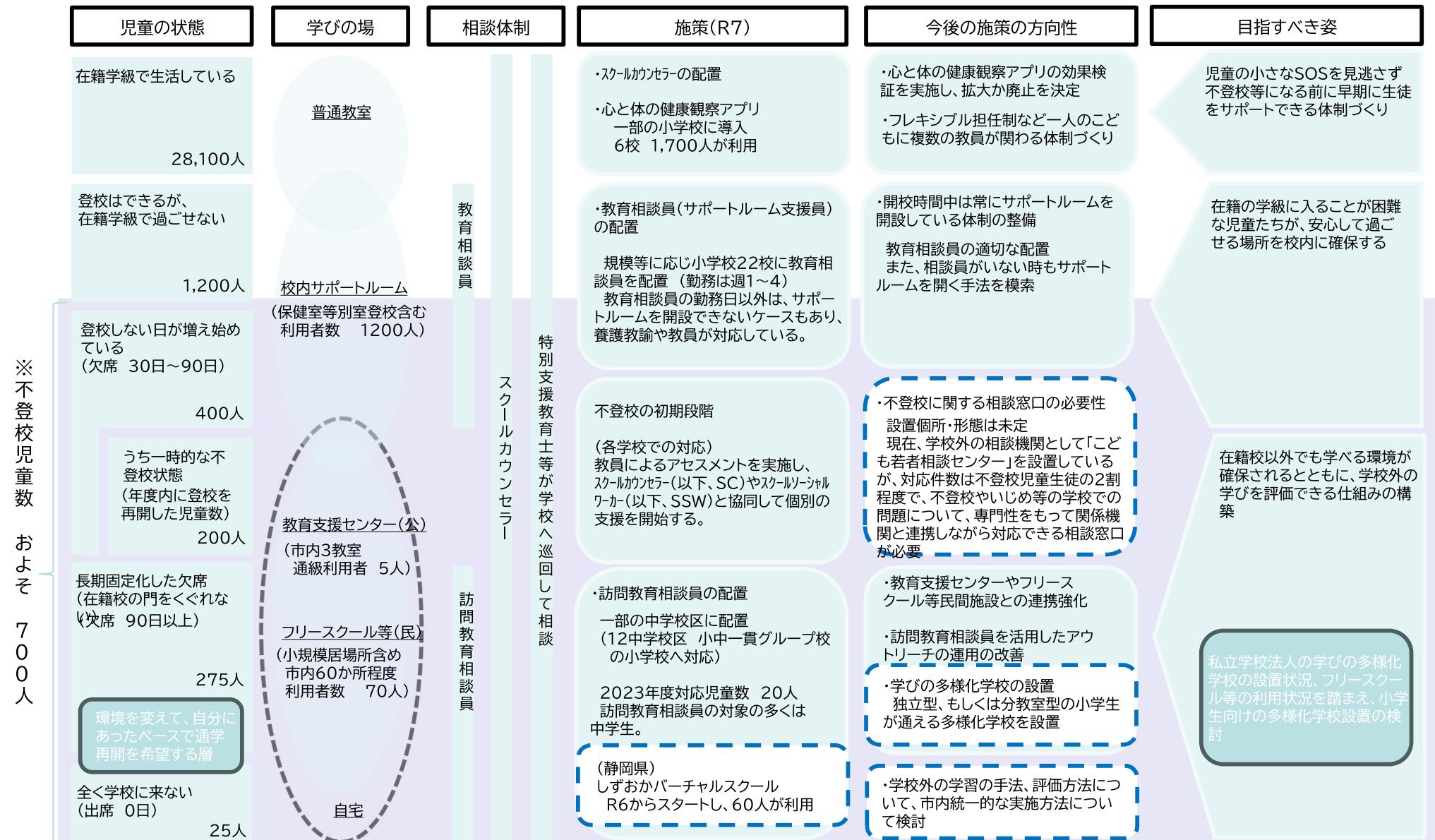
令和7年度 第1回静岡市総合教育会議(令和7年8月29日)別冊資料⑧

静岡市の不登校児童生徒への取組(小学校)

市内小学校 75校 児童数 約30,000人

注:最左欄の児童数は、状態の変化により流動的であるため、2023年度の実績をベースとしてそれぞれのボリュームを示す数値であり実数ではない。

« « « « « 現在の取組 » » » » » » »



令和7年度 第1回静岡市総合教育会議(令和7年8月29日)別冊資料⑨

静岡市の不登校児童生徒への取組(中学校)

市内中学校 43校 生徒数 約14,500人

注:最左欄の生徒数は、状態の変化により流動的であるため、2023年度の実績をベースとしてそれぞれのボリュームを示す数値であり実数ではない。

« « « « « 現在の取組 » » » » » » »

生徒の状態

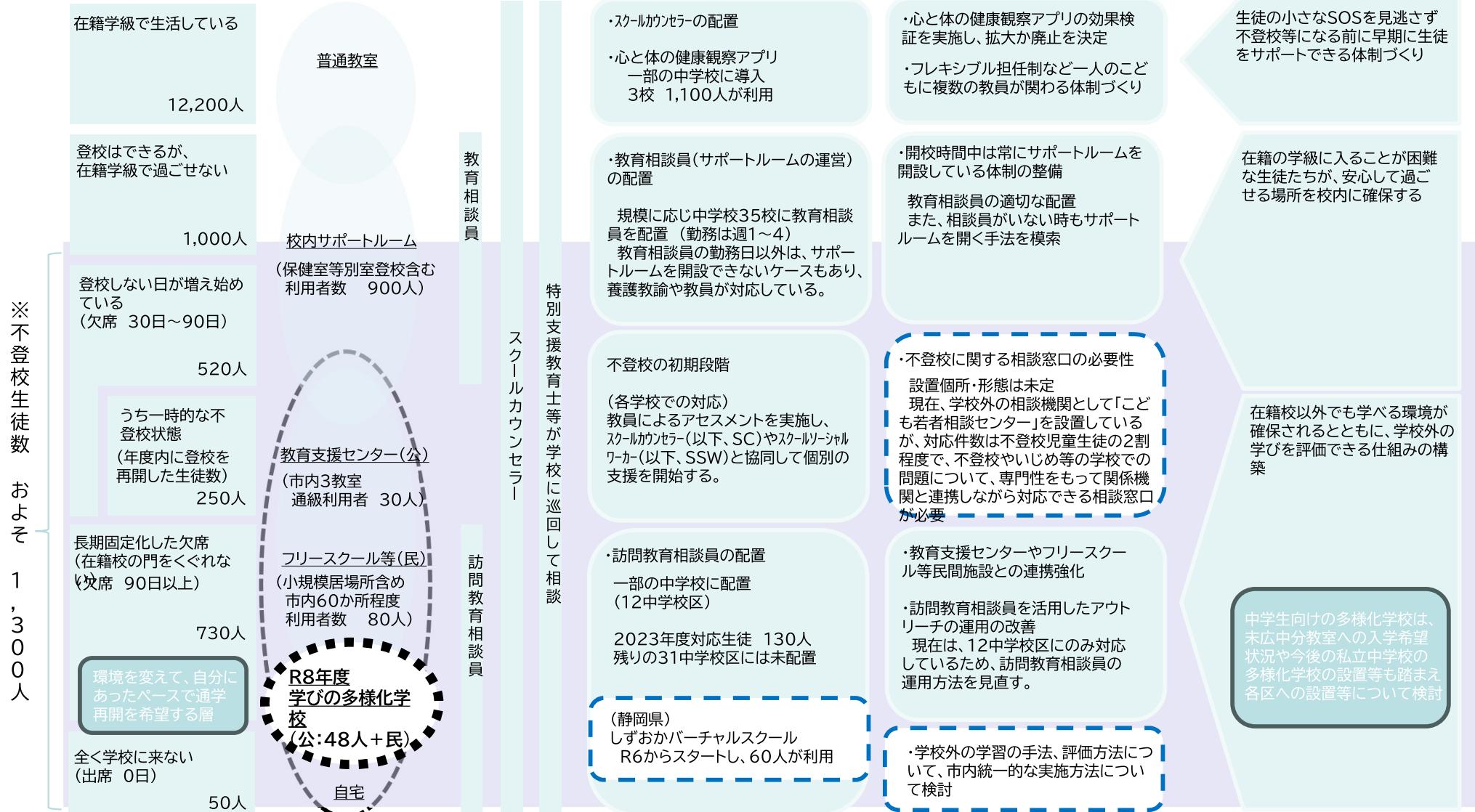
学びの場

相談体制

施策(R7)

今後の施策の方向性

目指すべき姿



令和7年度 第1回静岡市総合教育会議(令和7年8月29日)資料2-1

幼保小接続の現状と課題

1 要旨

「小1プロブレム」が静岡市で課題になっている。こどもたちが、環境の違いや発達に課題を抱え、支援を受けないまま入学することで、就学前施設での生活と小学校での生活のギャップに適応できず、さまざまな問題行動が顕在化している。こどもたちの生活や学びの基盤を保障するためには、幼児期と児童期の教育を円滑に接続し、組織的に支えるための取組が必要となる。

2 現 状

(1) 就学前施設の環境と小学校の環境に違いがあるため、その変化に対応できないこどもがいる。

①小学校でこどもが困っている状況

- ・学習活動や集団生活のルールにうまくなじめない。
- ・落ち着いて授業を受けられない。
- ・教師の話を聞けずに歩き回る。



- ・先生の言うことを聞いて言わされたとおりにする子がいい子?
- ・話をだまつて聞く、無駄なおしゃべりしない子がいい子?
- ・みんなと同じ行動をして別のことしない子がいい子?
- ・いつも穏やかで機嫌がいい子がいい子?



教師の悩み



保護者の悩み

- ・学習支援への対応 時間に合わせて行動できない子への対応
- ・保護者からの期待 こどもへの期待と子どもの現状とのギャップ
- ・こどもとの関係づくり
- ・保護者対応

- ・授業についていけるか不安
- ・家庭学習
- ・先生との関係
- ・集団生活への不安
- ・友達関係への不安
- ・登下校の安全
- ・生活習慣

②「小1プロブレム」が起こる原因

就学前施設の環境と小学校の環境に違いがあるため、その変化に対応できない。



令和7年度 第1回静岡市総合教育会議(令和7年8月29日)資料2-3

就学前施設の環境と小学校の環境の比較

	就学前	小学校入学後
教育課程・時間管理の変化	<p>遊び中心</p> <ul style="list-style-type: none"> 遊びを中心とした経験カリキュラム 幼児期以降の教育の方向づけを重視（～を味わう、～を感じる） 興味や関心、生活の流れや経験の重視 	<p>学習中心</p> <ul style="list-style-type: none"> 教科等の学習を中心としたカリキュラム 各教科等の区別がある 具体的な目標への到達を重視（～ができるようになる） 時間割に基づき課題をもって学習
指導の方法・活動の内容の変化	<ul style="list-style-type: none"> 環境を通して行う教育 幼児の生活や体験からの学び、自発的な活動を重視 保育者が子どもの活動に沿ってねらい、内容を設定し、子どもが「～ができる」ことを目標とするのではなく、体験することをねらいとしている 一人一人の活動に沿って柔軟な指導 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の教科を組み合わせた合科的・関連的な指導、個に応じた指導、問題解決的な指導 学級集団を基本とする単位時間ごとのねらいに即した効果的指導 教科等の目標や内容に沿って、単元や教材が選択され、学習活動を展開 共通課題をもって活動することが多い
学びの特徴	<p>学びの芽生えの時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 楽しいことや好きなことに集中し、様々なことを学ぶ 遊びを中心として、頭も心も体も動かして様々な対象と直接関わりながら、総合的に学んでいく 	<p>自覚的な学びの時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 学ぶということへの意識をもち、集中する時間とそうでない時間（休息の時間等）の区別がつき、自分の課題の解決に向けて、計画的に進んでいく 各教科等の学習内容について授業を通して学んでいく

③現状の施策

就学前施設の環境と小学校の環境に違いはあるが、円滑に接続することを行っていること。

目標	「静岡市のめざす子どもの姿　たくましく　しなやかな　子どもたち」（第3期教育振興基本計画）	
目的	<幼稚教育> 幼児期に育まれた学びの芽生えを、さらに次の発達段階につなぐことができる	<小学校教育> 小学校へ入学したこどもが幼児期に育んだ学びを基盤として主体的に、自分が身に付けた力を發揮しながら学びに向かうことができる
取組	(1) こども同士の交流 ・就学前施設の行事に1年生を招待する ・5歳児が小学校の授業を参観する (2) 職員の交流 ・就学前施設と小学校による参観及び協議 公開授業実施校 76校/81校 93.8% (R6年度) ※未実施校は、小学1年生がない。地域一般公開と兼ねて実施している。別の形態で実施している。 公開保育実施園 152園/182園 83.5% (R6年度) ※未実施園は、園体制が整っていない。幼保小接続の必要性の理解がないため公開しない。等 ・合同研修会 ・幼保小合同研修会 「こどもの育ちと学びをつなぐ研修会」 (3) 接続に向けたカリキュラム編成 ・アプローチカリキュラム「5歳児後半のカリキュラム」（全市立園作成） ・スタートカリキュラム「1年生入学当初のカリキュラム」 (81校中、小学1年生不在校を除く76校作成) 小学校での実施状況 →幼児期に親しんできた遊びなどを取り入れている (71校/76校 93.4%) →単元または1コマの中で、複数の教科の目標を組み合わせた合科的な指導を行っている (60校/76校 78.9%) →各教科等の指導の時期や方法を工夫し関連的な指導を行っている (73校/76校 96.0%) ※未実施校があるのは、実施において重視している点が異なるため (4) 「幼小接続会議」 ・参加者 小学校長、市立こども園長、私立幼稚園長、私立保育園長、私立こども園長、こども園運営課、幼児教育・保育支援課、学校教育課 ・目的 小学校、市立こども園、私立幼稚園・私立保育所・私立こども園の代表者の話し合いにより、静岡市の幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目指すこと、各組織の取組について検討する	

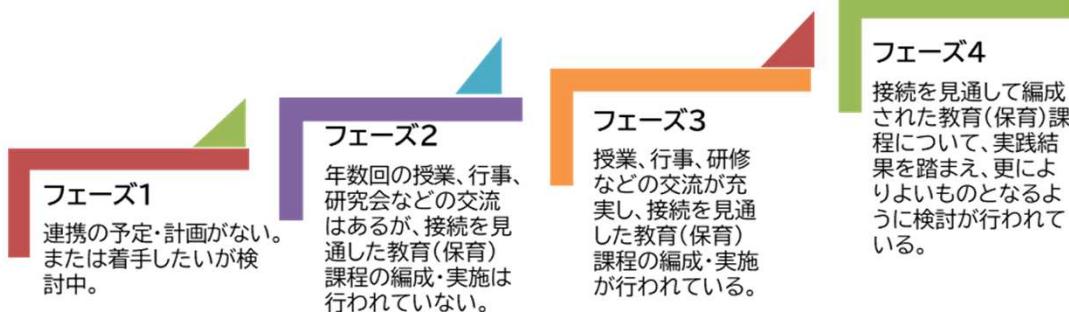
令和7年度 第1回静岡市総合教育会議(令和7年8月29日)資料2-3

④静岡市の就学前施設における幼保小接続の現状と分析

R 6 年度「幼小接続会議」事前アンケート資料（就学前施設152園回答結 果）による。

※フェーズは、文部科学省「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」による。

このアンケート結果から、R 6 年度「幼小接続会議」において、静岡市の幼保小接続段階が現在フェーズ2であることを確認している。



- ・フェーズ2は、就学前施設と小学校が、情報共有したり行事を通じて交流したりすることであり、子どもの学びはつながっていない。

(2) 発達課題を抱えながらも、支援を受けないまま就学する子どもがいる

①市立こども園における支援を受けるための面接を受けた子どもの数
(満3歳以上の小学校就学前の子ども)

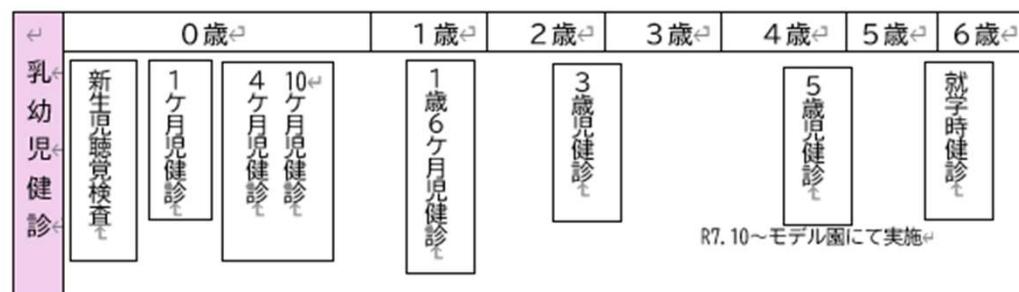
支援を必要とする子どもが増えている。

実施年度	人数
R 3年度	175人
R 4年度	183人
R 5年度	193人
R 6年度	208人

面接を受け、配慮が必要だと判定された場合は、保育教諭を増員している。

②乳幼児健康診査（以後「健康診査」とする）

- ・発達に不安を抱える幼児への早期の教育相談や就学の場への情報提供が不十分である。
- ・3歳児健診から就学時健診まで健診がなく、支援が必要な子どもの発見や専門機関へ働きかけるきっかけがない。



3 課題

- (1) 就学前施設は「5歳児後半のカリキュラム」、小学校は「1年生入学当初のカリキュラム」の作成をそれぞれ行っているが、接続を見通した教育(保育)課程の編成・実施は行われていない。
幼児期の子どもの体験や育まれた力を小学校で生かすための環境が十分に整備されていない。

①遊びを通じた学びであるという幼児教育の特性を、小学校を含む社会の認識が十分されていない。

②教育課程の接続を踏まえた「架け橋期のカリキュラム作成」ができるない。

※架け橋期のカリキュラム

「架け橋期」（5歳児から小学校1年生までの2年間）の教育の充実を図るために幼保小の職員が、共通の視点をもちながら、相互の教育内容や教育方法の充実を図るために、協働して作成するもの

令和7年度 第1回静岡市総合教育会議(令和7年8月29日)資料2-4

(2) 発達課題を抱え支援を受けずに入学したことにより、就学前施設の生活と小学校での生活のギャップに適応できず、様々な問題行動が顕在化している。また、小学校入学当初、小学校での学習や生活に関する戸惑いや悩みを抱え込み、学習や生活に支障をきたす子どもがいる。それらの子どもに対する幼保小の接続がスムーズに行われていない。

①妊娠・出産から子育てまでの広い範囲で切れ目が起こらないための支援体制や特別な支援が必要な子どもの早期発見の場（5歳児健診等）が整っていない。

②就学前施設と小学校の接続を目的として行っている「幼小接続会議」において、就学前施設と小学校の協議の場になっているが、幼保小接続につながる効果的な体制が整っていない。

③就学前施設の幼稚園及び子ども園から、小学校に「園児指導要録」（子どもの学籍と成長の記録）が引き継がれているが、子どもの良い面を中心に記載されているため、発達課題に対しての活用がされていない。

4 視 点

(1) 就学前施設の環境と小学校入学後の環境を円滑につなげていくために、接続を見通した教育課程の編成・実施をどのようにしたらよいか。

(2) 特別な支援が必要な子どもの早期発見や、発見された発達課題を小学校でどのように活用していくべきか。

急激な社会の変化に伴い、これからの中学生たちには、主体的に考え、自己決定できる力が必要とされる。このためには、これまでの教師主体の一斉授業から、子どもの理解度や特性に応じた「子ども主体の学び」に転換することが求められる。

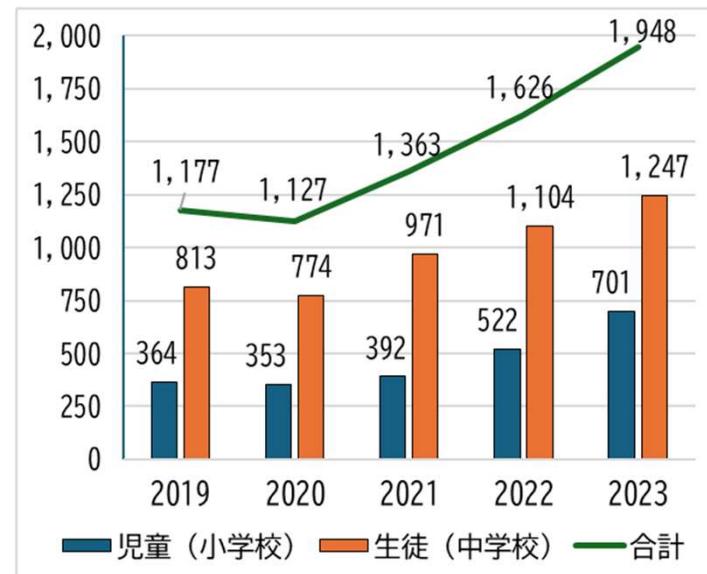
《静岡市教育の現状と課題》

(1)児童生徒が抱える問題の多様化・複雑化

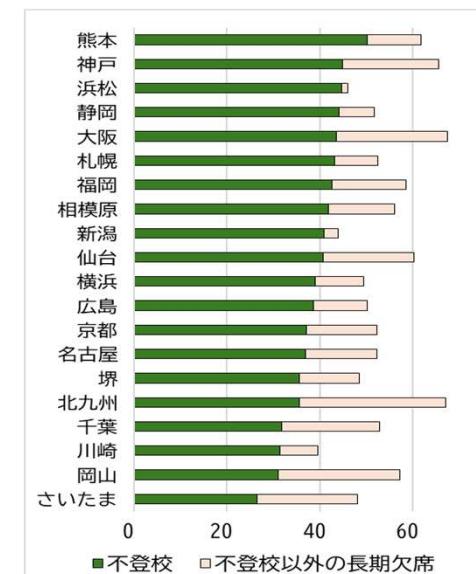
- 特別支援学級に在籍する児童生徒や医療的ケア、重複障害等による特別な支援、日本語指導を必要とする児童生徒の増加及びいじめ、不登校、暴力行為といった問題行為の背景の複雑化

(2)不登校児童生徒数の増加

- 静岡市の不登校児童生徒数は2020年以降年々増加し、2023年には1,948人となっている
- 2023年度1,000人当たりの不登校児童生徒数は全20政令市中4番目に多い



静岡市の不登校児童生徒数の推移



2023年度1,000人当たりの不登校児童生徒数と長期欠席者数

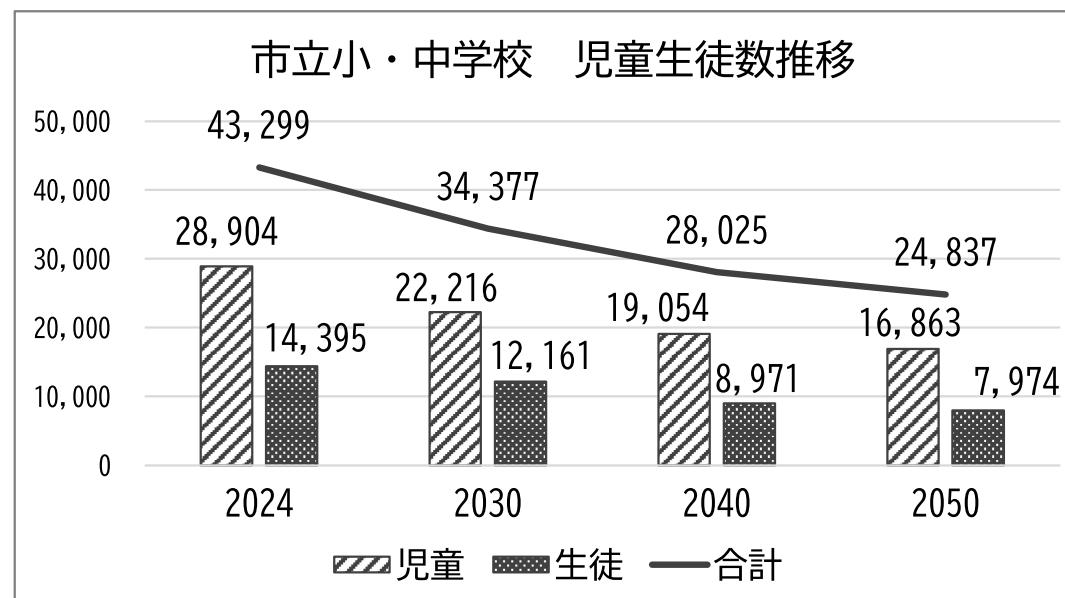
《静岡市教育の現状と課題》

(3)教職員の多忙解消

- ・働き方改革の推進により、教職員の時間外勤務は減少しつつあるものの、引き続き教職員の多忙感を解消し、子どもと向き合う時間を創出する必要がある

(4)小中学校の適正規模化と老朽化した学校の整備推進

- ・少子化の進展に伴い、児童生徒数は減少し続けており、小中学校の適正規模化・統廃合が必要となる
- ・静岡市の学校施設は、築50年以上のものが約40%を占めており、老朽化が深刻となっている



めざす学校の姿

「すべての子どもが自分らしく学び、“やってみたい”が広がる学校」

《具体的な実現イメージ》

- 自分らしく生き生き学習している
- 地域とビジョンを共有し、教育活動を展開している
- 校長がリーダーシップを発揮し、自走している

- ◆子ども主体の「個別最適な学び×ICT」を取り入れて進める
- ◆教職員の働き方改革推進のため、学校デジタル化による校務改善を進める

めざす子どもの姿

「自分らしく学び、仲間と学びを深める子」

《子どもたちにこれから必要とされる力》

- 主体的に考え、自己決定できる
- 「想像力」や「課題解決能力」を持ち、変化に柔軟に適応できる
- 多様な他者と合意形成し、協働できる
- 自己をよく理解し、自分の強みを生かせる

めざす学校の姿

すべての子どもが自分らしく学び、“やってみたい”が広がる学校

<実現の具体的なイメージ>

○自分らしく生き生き学習している ○地域とビジョンを共有し教育活動を展開している ○校長がリーダーシップを発揮し、学校運営している

※令和7年4月、教育委員会協議会及び当初校長会で共有

◆子ども主体の「個別最適な学び×ICT」を取り入れて進める



一人一人が学習や活動を考え選択していく

8:35~

今日はわり算のひっ算です。自分のためを立てて取り組みましょう
さっそく始めましょう!ミニレッスンを受けたい人は前へ来てください

終わったら友達に教えたいな

今日は商を早くたてられるようになるぞ。

8:40~

一緒にやろう。商を早く見つけるにはどうしたらいい?
九九で見当をつけるんだよ

先生のミニレッスンを聞いてからやろう

個々のペースで学習

いいね!

教えて。この次はどうするの?

今日はAIドリルでどんどん進めるぞ

9:15~

時間です。今日の学習を振り返りましょう

早く計算できるようになった Aさんのおかげで今よくわかった!
次はもっと頑張ろう!

自分に合わせた学び方で満足→意欲の向上

個別最適な学びのメリット

学習内容や学び方の選択の機会があり意欲が向上する
興味関心に応じた学び、学び方や学ぶペース、教材の選択が可能

自律的な学びを促進し主体性や自己調整力が育つ
子どもが自ら学びを調整する機会が増える

多様なニーズへ対応しやすい
特別支援が必要な子ども、不登校傾向の子どもなどへの配慮が可能

学習の充実が図りやすい
得意を生かした表現活動や、自分の必要に応じた学習活動が可能

ICTの活用により、教師の負担軽減が可能
添削や資料準備の時間短縮、学習の進捗の効率的な把握が可能

チームでの取組が可能
授業者の個性や授業スタイルの影響がなく他の教員と協働しやすい

4-1 不登校への対応

教育委員会

1 不登校対策の目標

すべての子どもが自分らしく学べる学校づくりを進めることはもとより、不登校であったとしても学習する機会や人と関わる機会をもたない児童生徒をゼロにする。

2 不登校対策の方針

- ① 誰にとっても居心地の良い魅力ある学校・授業づくり
- ② 不登校になっても学びたいと思ったときに学べる環境づくり
- ③ 子どもの小さなSOSを見逃さない支援体制づくり



方針	施策	現状	目指す姿
①魅力ある学校・授業づくり	児童生徒の興味関心を高める学び	一斉指導型の授業から脱却し個別最適な学び推進するため、授業改善の取組等を局横断プロジェクトチームにて検討し、子ども真ん中の学校、子どもに委ねる学びを推進していく。	“全ての子ども達が自分らしく学び、やってみたいが広がる学校”
②学びたいと思ったときに学べる環境づくり	学びの多様化学校の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・設置なし ・2026年度当初の設置に向けた準備 	不登校の児童生徒の学びの場として、多様な子を受け入れ支援するとともに、既存の学校へ支援方法などを発信し、既存の学校の多様な学びを支援する
	サポートルームの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校22校、中学校35校にサポートルームの運営を行う教育相談員（49人）を配置しているが、教育相談員不在時には開設できていない（配置日数週1～4日） ・サポートルーム利用児童生徒数 805人（R5） 	全ての学校の開校時間中は、サポートルームが設置され、自分のクラスに入りづらい児童生徒や一旦、教室を離れて落ち着きたい児童生徒が、自分に合ったペースで学習・生活できる
	ICT・オンラインによる支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT等を活用した学習活動は効果的な運用事例が少なく、自宅学習が出席扱いとなった児童生徒数は 18人（R5） ・しづおかバーチャルスクールに参加した児童生徒数 118人（R6） 	学校に登校できない児童生徒も、自宅をはじめとする多様な場から在籍校やバーチャルスクールとつなぎ、オンラインでの指導が適切に成績や出席扱いに反映される
	フリースクール等民間施設との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・民間施設等利用児童生徒数は128人（R5）だが、そのうち指導要録上出席扱いとなった児童生徒数は31人のみ 	フリースクール等民間施設で社会的自立に向けて学習や活動をする児童生徒が、学校の出席扱いや成績において適切に評価される
	教育支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来局に補助執行し3区に1施設ずつ設置 ・教育支援センター利用児童生徒数 159人（R5） ・不登校に関する相談 388人（R5） 	不登校の児童生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するなど、子ども支援の地域の拠点として役割を果たす
③小さなSOSを見逃さない体制づくり	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、学校と専門性を有するスタッフと連携したチーム学校による支援	スクールカウンセラー37人、スクールソーシャルワーカー14人で市域全体をカバー、訪問教育相談員は12中学校区のみに配置	教員と各スタッフが専門性を発揮し適切なアセスメントを実施するとともに、保護者と共に共有・協力しながら“チーム学校”として、児童生徒を支援する
	1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見	2025年度は心と体の健康観察アプリを9校（小6校、中3校）約2,800人に導入。1人1台端末の次期更新時に全ての児童生徒を対象に実装できるよう検討する	全ての学校で教員個人の経験や技能に頼ることなく児童生徒の小さなSOSをキャッチする体制が構築され、児童生徒が困ったときにすぐに支援に繋げることができる

(参考) 中学校卒業後の進路

教育委員会

令和6年度 不登校生徒の卒業後の進路

進路	人数 (人)	割合 (%)
全日制	35	7.9
定時制	70	15.8
通信制	268	60.7
その他進学	35	7.9
進学以外	34	7.7
合計 (中3不登校者数)	442	

(参考) 令和6年度 中学校卒業後の進路 (全体)

(不登校生徒含む)

進路	人数 (人)	割合 (%)
全日制	3,997	82.6
定時制	126	2.6
通信制	420	8.7
その他進学	260	5.4
進学以外	36	0.7
合計 (卒業者数)	4,839	

チーム学校として、教員と連携する専門性を有する職員

◎スクールソーシャルワーカー＜福祉の専門家＞

学校をプラットフォームとした総合的な貧困対策をスクールソーシャルワーカーを中心に展開し、就学前から中学卒業後までの切れ目のない支援を行う（拠点校方式による支援 14人で市内全域をカバー）

- ①福祉の視点から見立て、支援策を立案
- ②学校・家庭と外部の関係機関をつなぐ

＜R6実績＞対応児童生徒数1,097人
相談対応回数：4,378回

◎スクールカウンセラー＜心理の専門家＞

児童生徒や保護者に対して心理面の支援を行う（週1回又は隔週の専門的な支援 37人で市内全域をカバー）

- ①カウンセリングを通じて心の安定を図り、問題改善に向けた心の活力を養う
- ②心理状態を正確に把握し、見立てる

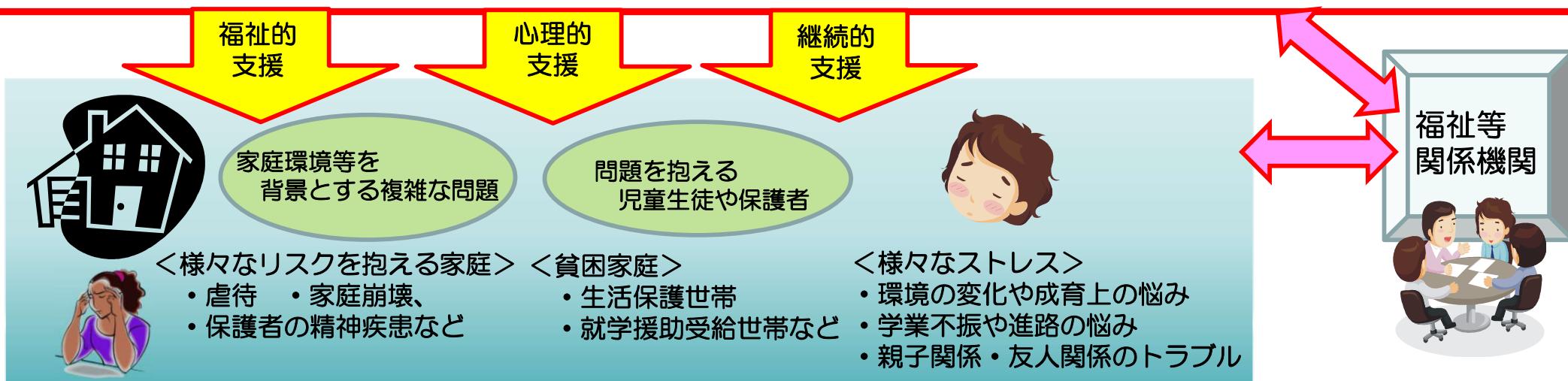
＜R6実績＞対応児童生徒数5,450人
相談対応件数：27,266件

◎訪問教育相談員＜思いを受け止める第三者＞

家庭訪問により相談・ニーズを把握し、児童生徒の日常的な見守りや状態に応じたサポート資源へのつなぎ、教員等に助言及び情報提供を行う（週3日 アウトリーチ型支援 12人を12中学校区へ重点的に配置）

- ①不登校状態にある児童生徒宅を訪問して心身の状態を確認する
- ②ニーズを把握し、学校や関係機関と連携して支援体制を構築する

＜R6実績＞対応児童生徒数133人
家庭訪問対応回数：3,640回



5-1 学びの多様化学校

教育委員会

1 学びの多様化学校とは

特定の学校において、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる学校

(1) 全国の学びの多様化学校（2025年4月1日現在）

公立学校：37校 うち政令市4市5校（京都、大阪、神戸、福岡）

私立学校：21校 ※静岡県内は無し

(2) 学びの多様化学校の特徴

① 子どもの実態に合ったカリキュラム編成

- ・授業時数が少ない（学習指導要領1015時間→850～900時間）
- ・朝のスタートが遅い（9時30分始業など）など余裕のある時間割
- ・デジタルコンテンツを活用した個別進度学習、オンライン学習

② 子どもが過ごしやすい環境整備

- ・少人数学級
- ・制服がない
- ・学習スペース以外のリラックスできるスペースの確保

2 根拠法令等

2016.12 「義務教育段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）

（特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等）

第十条 不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2023.3「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策」（文科省不登校支援「COCOLOプラン」）

不登校児童生徒全ての学びの場を確保、学びたいと思った時に学べる環境を整備

学びの多様化学校をすべての都道府県、政令指定都市に分教室型も含め全国300校の設置を目指す。

3 静岡市における学びの多様化学校設置

静岡市では、「一人ひとりのやってみたいが広がる学校『こどもまんなか～一人ひとりが輝く学び～』」という学校づくりを行い、すべての子どもを受け入れることを目指して改善を進めると同時に、たとえ児童生徒が不登校になっても、学びたいと思ったときに学べる環境整備を行っている。

今、登校が困難となっている児童生徒や保護者にしっかりと向き合い、児童生徒がどのような登校状態であっても受け入れられる学校を目指し、令和8年度に「未広中学校分教室※」を開設する。

※ 対象を中学生にした理由

義務教育の中でも進路選択の分岐点である中学校では、教科担任制が導入され、授業の進行が速く、学習に不安を抱えて不登校となる割合が高い。また、不登校の児童生徒数の割合は小学校よりも中学校で高く、不登校からの復帰率も小学生より中学生のほうが低い。これらの理由から、小学校に先行して中学校で学びの多様化学校を設置する。

【参考1】2024年度における、静岡市の不登校児童生徒の状況

	小学生	中学生	合計
静岡市児童生徒数（人）	28,904	14,395	43,299
不登校児童生徒数（人）	828	1,238	2,066
不登校児童生徒の割合（%）	2.9	8.6	4.8
同年度中に不登校から復帰した児童生徒数（人）	200	192	392
同年度中に不登校から復帰した児童生徒の割合（%）	24.2	15.5	19.0

中学では35人学級に3人以上の不登校が存在する割合である。

5-2 学びの多様化学校

教育委員会

1 学びの多様化学校「静岡市末広中学校分教室」の開校

- ・不登校児童生徒に対し、その実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う、学びの多様化学校「静岡市立末広中学校分教室」の2026年4月開校に向けた準備を進めている。
- ・未広中学校分教室では、授業時数の約2割削減、朝の時間に余裕を持たせた始業時間、個別学習の時間と場所の確保などによって、ゆったりとした学校生活や自分のペースでの学び、安心できる学校空間を実現し、様々な理由で学校に行きづらさを感じる生徒を支援する。

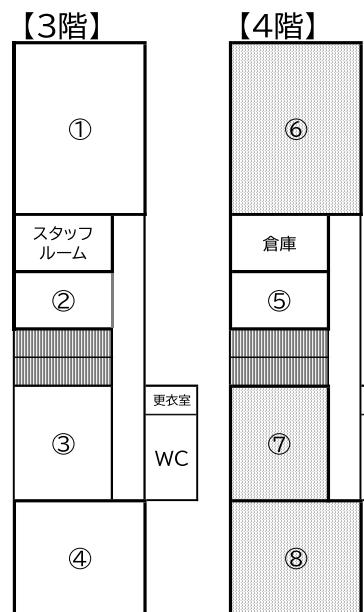
校種：中学校

生徒数：各学年16名程度 計48名程度

学級数：各学年1クラス

場所：市立新通小学校 東校舎3・4階

部屋名(仮称)			用途
①	マルチスペース	全体やグループで交流を深めたり、自由に体を動かし心身をリフレッシュするための場	
②	いこいスペース	開放感の中でリラックスしたりコミュニケーションしたりする場	
③	ロッカールーム	登校時に立ち寄り、自分の荷物を管理する部屋	
④	カフェ・ラボ	ゆったり体や心を休めたり、本を読んだり、おしゃべりしたりと、様々な使い方ができる多目的空間	
⑤	マイタイムルーム	じっくり1人で学習したい時の個人学習スペース	
⑥⑦ ⑧	クラスルーム	各学年が登校後に集まり、授業等普段の日常生活を送る部屋	



2 令和8年度の入学について

以下の①～③の要件にすべて当てはまる生徒で、入学を希望する生徒に対し、本人及びその保護者との面談を行い、教育委員会事務局内に設置される入学者検討委員会にて、入学が適当か総合的に判断。

- ① 令和8年4月1日時点で静岡市在住の中学生1～3年生である
- ② 令和7年度、在籍校において不登校状態である、または不登校の傾向※1 がみられる
- ③ 学びの多様化学校の特徴を理解したうえで末広中分教室に入学し、登校して学ぶことを本人・保護者ともに希望している

※1 不登校の傾向 例①：登校はできているが、教室に入らずに別室で過ごしている
例②：1日教室で過ごすことが難しく、遅刻・早退が多い

3 「静岡市末広中学校分教室」の特別な教育課程

- (1) 年間総授業時数を850時間とする。
- (2) 新設教科「リフレクション」を設け、自己理解と他者とのつながりを柱とし、非認知能力の育成を行う。「対話を通して意思決定する力を身に付ける」「他者を思いやり、多様性を尊重する」「対立の場面において、自分たちで解決する力を身に付ける」「社会の一員としての責任感をもつ」等を目標とする。特別の教科道徳の授業は行わず、「リフレクション」の中でその内容を取扱う。
- (3) 授業の1単位時間を45分とする。
- (4) 「総合的な学習の時間」を年間102時間（標準時数70時間）とし、自分の興味・関心に基づく課題解決に取り組む「自己探究」と、自分たちの課題をグループで共有し、かかわり合いながら解決を目指す「グループ探究」を行う。
- (5) 朝の時間を「スタートアップ」とし、「特別活動」の授業時数とする。

4 「静岡市末広中学校分教室」での指導上の工夫

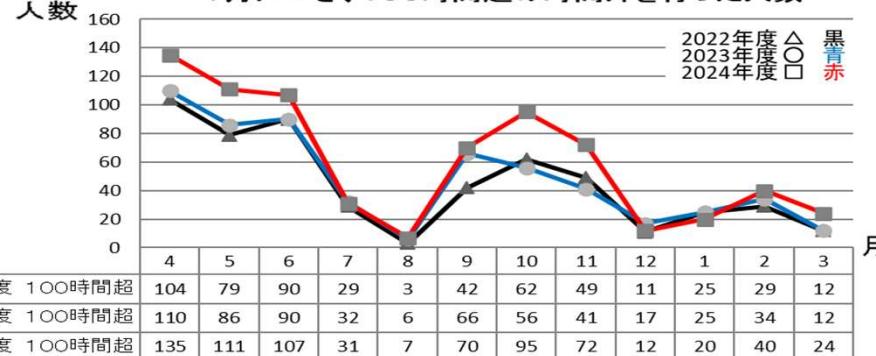
- (1) 少人数による個別学習の時間を十分に確保し、一人ひとりの学習状況の差異に応じた課題に取り組めるよう、ICT教材を活用する。
- (2) やむを得ず登校できなかった時に家庭から分教室の授業に参加できるよう、教室内のオンライン環境を整備する。
- (3) 自分の「好き」や「興味・関心」を見つけ、追究する時間として、月、水曜日の放課後に「カジュアルタイム」を設定する。

6-1 教員の多忙解消

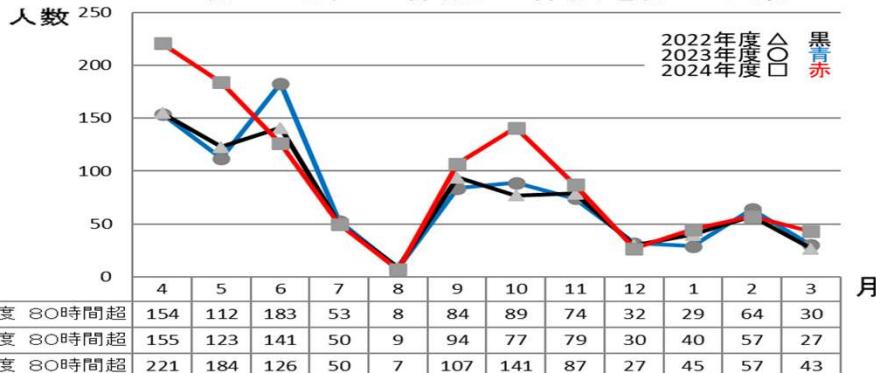
教育委員会

1. 静岡市超過勤務月別一覧(三か年比較)

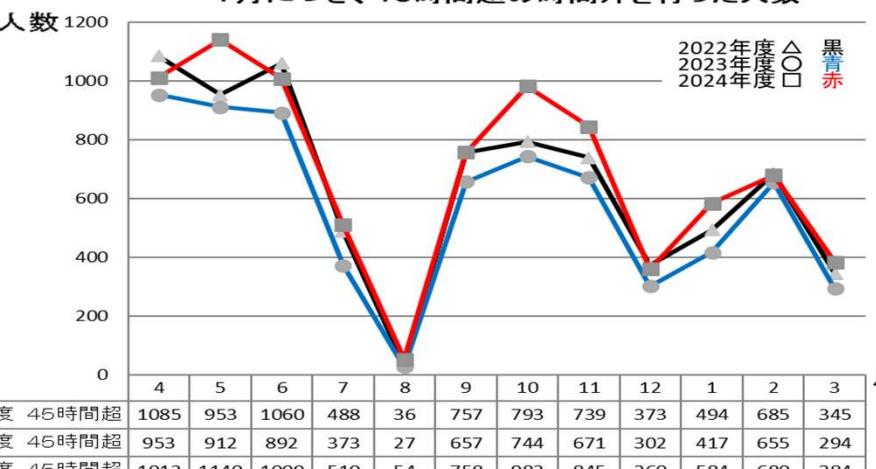
1月につき、100時間超の時間外を行った人数



1月につき、80時間超の時間外を行った人数



1月につき、45時間超の時間外を行った人数



『背景』学校教育の現場では、児童生徒が抱える困難の多様化・複雑化により、それらへの対応における負担の増加から、教師等の長時間勤務の常態化や人材不足等が課題となっている。

『目的』教員が心身ともに健康を維持し、教育の質を高め、児童生徒の資質・能力の向上を図る。

『取組』1. 学校における働き方改革プラン推進委員会

- ・教育局各課、校長、教頭、主幹教諭や教諭、養護教諭、事務職員、保護者代表等を中心に構成。2027年度から実施予定の新プラン作成など、働き方改革に関する取り組みのさらなる推進を図る。

『取組』2. 業務改善の試行

- ・DX推進課、教育局各課で対応。学校における全業務を洗い出し、校務用パソコン、学習用端末それぞれどのように業務改善ができるか試行していく。

『取組』3. 働き方改革推進コーディネーターの設置

- ・各校に1名、校務分掌にコーディネーターを位置付け、ボトムアップ型の業務の見直し・効率化を図る。年に3回、講師を招きコーディネーター研修を実施。

『取組の効果』

2. 1カ月当たりの静岡市教職員の平均時間外在校等時間(三か年推移)

	小学校	中学校	全体
2022年度	29	37	33
2023年度	27	37	33
2024年度	28	38	33

小学校は月30時間未満。
過去三か年横ばいの状況。

・今後、月20時間程度に縮減することを目指し、

さらなる「働きやすさ+働きがい=働き方改革」を進めていく。

《現状・課題・背景》

- ・ 静岡市では、令和6年度まで、年度当初の欠員未補充が常態化していた。
(2021年:1人→2022年:19人→2023年:8人→2024年:5人)
- ・ 欠員未補充が発生する理由として、3月上旬の人事異動内示後に生じる急な退職や任用辞退があげられる。また、転入により、児童生徒数が増えることで学級数が増加し、欠員未補充が発生する場合もある。
- ・ 欠員未補充が生じると、他の教員に大きな負担がかかる。欠員未補充のために生じた担任業務や授業等を代替することで、時間的・精神的な余裕が奪われ、児童へのきめ細かな対応が困難となる。
- ・ その結果、教員一人ひとりの負担が増すだけでなく、学校全体の組織力や連携にも支障をきたすなど、現場に影響を与えていた。

《取組内容・今後の方向性》

- ・ 教員の欠員未補充を解消するため、令和7年4月、新たに市内10校の小学校に対し、市単独経費により臨時講師10名を配置した。
- ・ 10名のうち3名は、令和6年度末の急な学級増に伴って生じた欠員の解消に対応し、残る7名は、令和7年度当初に、産休取得が予定されていた教員がいる学校に配置し、令和7年度当初の欠員未補充を解消した。
- ・ 年度末に向けては、産休・育休、病気休暇等の取得により欠員未補充が増加する傾向にあるため、令和7年度の欠員未補充の状況の推移を注視しながら、今後の在り方について検討していく。

2025年1月24日 市長定例記者会見資料

部活動から地域クラブへの転換は、中学生の活動に留まらず、広く地域全体でスポーツ・文化芸術に親しむことができる機会創出の好機と捉える。現状、市内のスポーツ・文化活動では、活動できる場が少なかったり、散発したりしている。

まずは、2025年度から基盤構築を進めていく。**2027年9月までには中学生を対象とした基盤を確立。**将来的に、**世代を超えて参画できる新たなプラットフォームとなるよう**発展させていく。

目指す姿

全市民が、豊かなスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる基盤構築

- ・プレーヤーは子どもでも「支える大人」の参画、将来的に大人もプレーヤーとして共に活動できることも視野に
- ・市民が興味ある活動に主体的にかかわり、自らの可能性を高めたり、人とのつながりを感じたりワクワクできる場を創造

方策

公共施設×市民×民間団体で持続可能な基盤体制を共創

市のリソース（スポーツ・文化施設・各種機材等）をフル活用することで

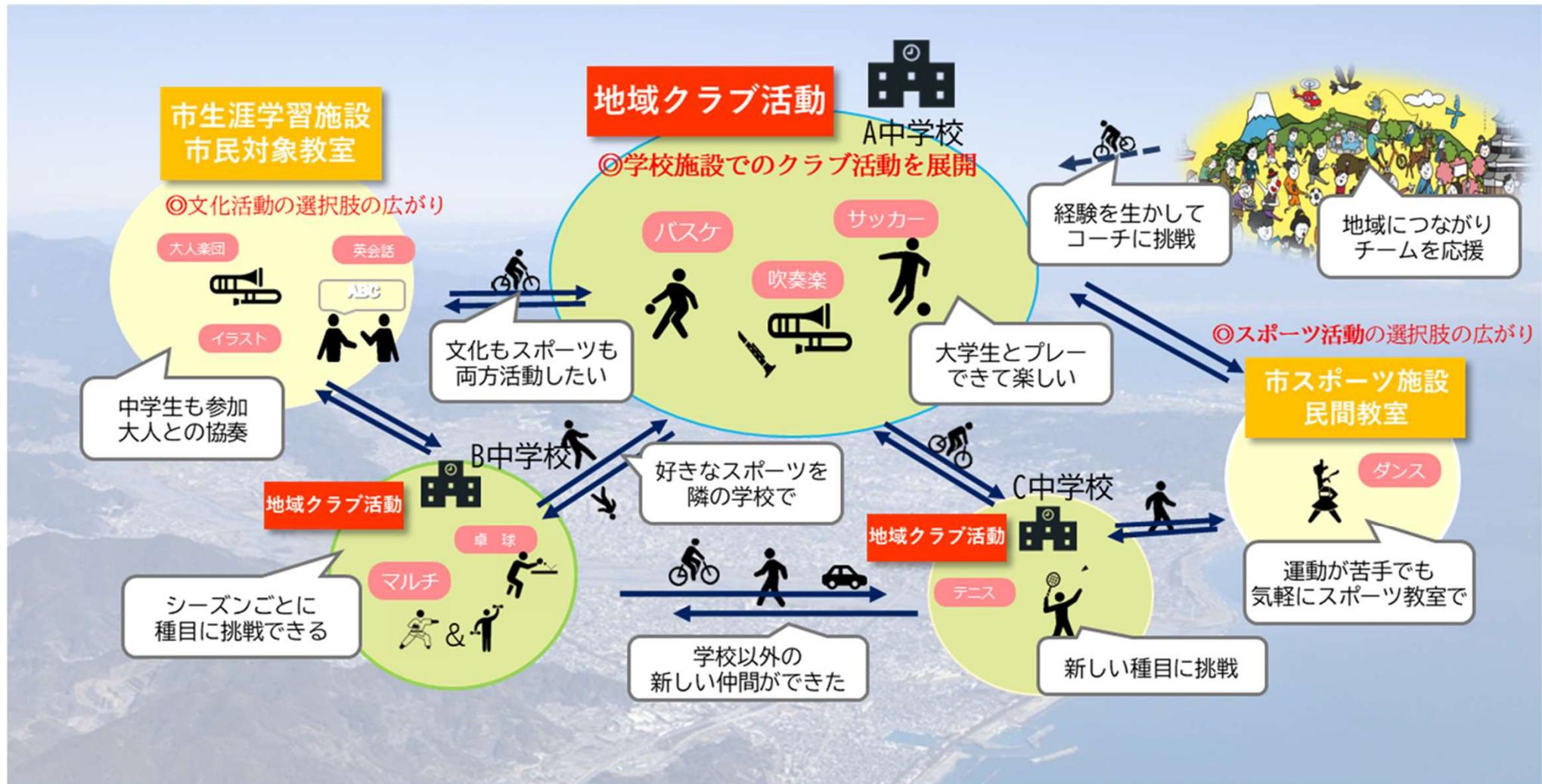
- 既存団体の活躍機会の拡充
- 世代を超えた市民活動へ広がり
- 持続的な活動支援

★地域クラブ活動

■ 目指すイメージ

2025年1月24日 市長定例記者会見資料

＼公共施設・市民・民間団体と共に創し、市内全域に多様な活動を創出／



7-3 部活動の地域展開

総合政策局

2027年9月～ 部活動を終了し、地域クラブ活動へ転換

2025年9月2日 市長定例記者会見資料



【現在】

部活動

体験・交流志向型

チャレンジしてみたい！
友だちと楽しみたい！

技能向上志向型

もっと上手くなりたい！
楽しむだけだと物足りない！

民間クラブ・民間教室 等

競技追究志向型

高校以降のこととも考えて
高いレベルで活動したい！

【2027年9月～】

(仮称)しづおか地域クラブ活動

指定種目クラブ

市が指定する種目のクラブ

個別認定クラブ

市が認定するクラブ

体験・交流志向型

チャレンジしてみたい！
友だちと楽しみたい！

技能向上志向型

もっと上手くなりたい！
楽しむだけだと物足りない！

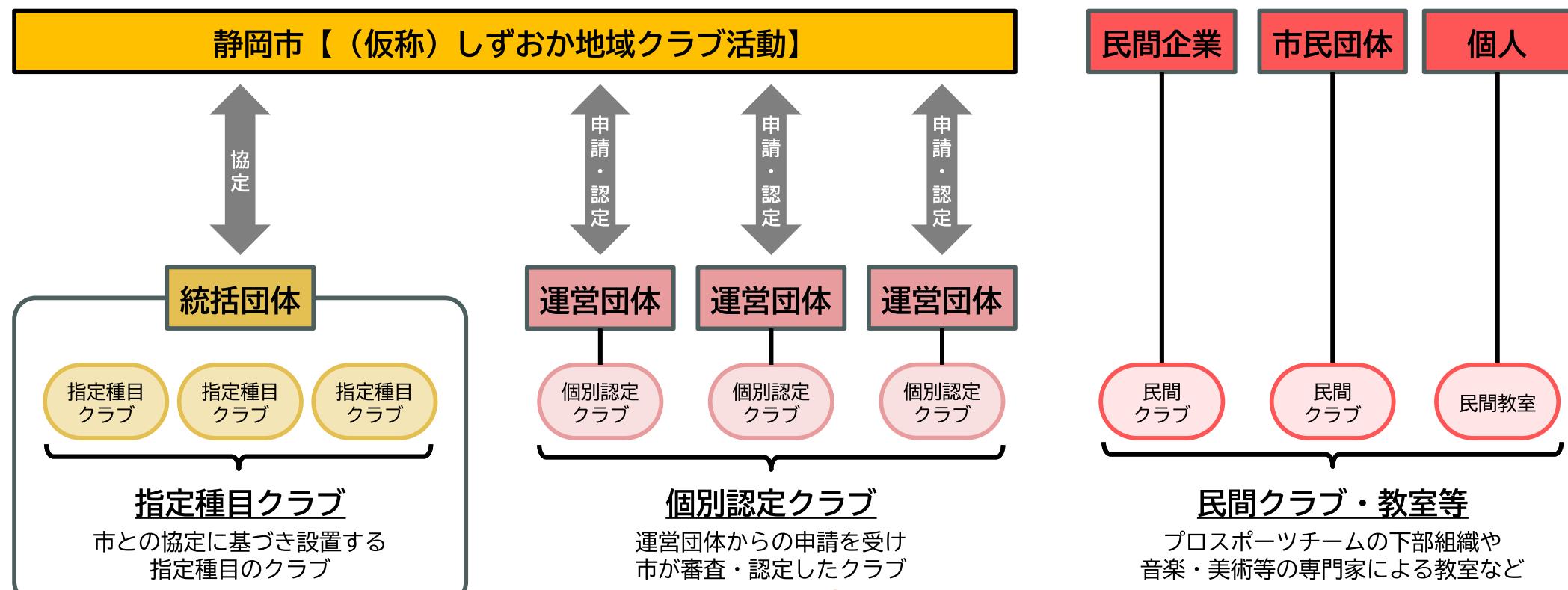
民間クラブ・民間教室 等

競技追究志向型

高校以降のこととも考えて
高いレベルで活動したい！

部活動から「（仮称）しづおか地域クラブ活動」への転換後も、部活動と同様の種目に取り組むことができ、さらに部活動になかった種目の選択肢を拡充するため、「（仮称）しづおか地域クラブ活動」に「指定種目クラブ」と「個別認定クラブ」の2種類を設けます。

実施体制図



部活動でやってきた種目を続けたい！
部活動レベルの活動をしたい！
という方はこちら

部活動にない種目をやってみたい！
もっと気軽に楽しみたい！
という方はこちら

①指定種目クラブ

市が指定した種目のクラブを「指定種目クラブ」とします。指定種目は、児童生徒へのアンケート結果等を踏まえて決定することとし、3年を目安に種目を見直します。

指定種目クラブは、複数の指定種目クラブを統括して運営する団体（統括団体）と市が協定を結ぶことにより設置します。統括団体は公募により決定し、市から補助金を交付します。これにより、中学生が現行の部活動と同程度の活動内容・費用負担で参加できるようにします。

2027年9月時点の指定種目

○スポーツ

- ・児童生徒アンケートにおいてニーズが高かった上位9種目を「指定種目【必須】」とし、当該種目のクラブをすべてのエリアで設置します。

①サッカー ②バスケットボール ③バレーボール ④ダンス
⑤バドミントン ⑥陸上 ⑦野球 ⑧ソフトテニス ⑨卓球

- ・「指定種目クラブ【必須】」に加え、次の種目のうちから1種目以上のクラブ（指定種目クラブ【選択】）を各エリアに設置します。
- ・どの種目を選択するかは、各エリアのニーズや学校施設の状況等を踏まえ、市と統括団体が協議して決定します。

剣道 柔道 ハンドボール フットサル 空手 硬式テニス ソフトボール
新体操 ドッジボール 体操 ラグビー

○文化芸術

- ・現行の部活動にある6種目のうち、全校に設置されている吹奏楽及び美術の2種目を指定種目とし、当該種目のクラブをすべてのエリアで設置します。

①吹奏楽 ②美術

②個別認定クラブ

市民や民間企業・団体等が任意で設置したクラブで、別に定める要件等に基づき「（仮称）しづおか地域クラブ活動」として市から認定を受けたものを「個別認定クラブ」とします。指定種目以外の種目や、部活動よりももっと気軽にその種目を楽しむ活動など、これまでの部活動にはなかった新たな選択肢が増えることが期待されます。

【参考】地域クラブ活動の認定要件

（文部科学省「「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要」から抜粋）

事項	主な内容
①活動の目的・理念	<ul style="list-style-type: none"> 学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	<ul style="list-style-type: none"> 平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 週2日以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	<ul style="list-style-type: none"> 活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	<ul style="list-style-type: none"> 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） 市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） (※) 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

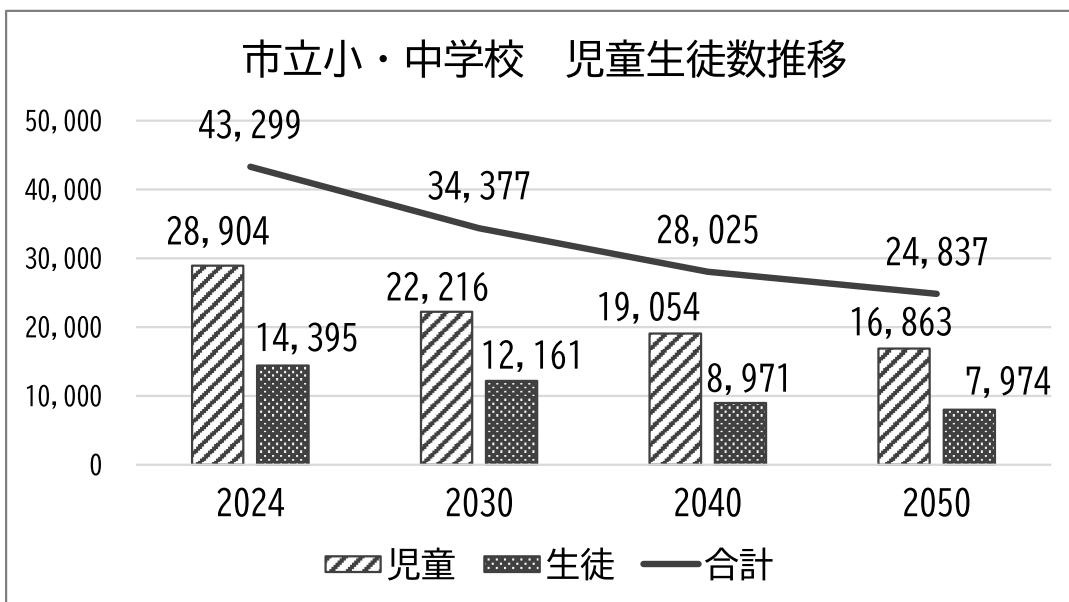
エリアの区分け

葵区	1	城内中 東中
	2	観山中 安東中
	3	西奈中 竜爪中
	4	美和中 賤機中
	5	籠上中 末広中
	6	服織中 安倍川中
駿河区	7	大里中 中島中
	8	長田西中 長田南中 城山中
	9	高松中 南中
	10	東豊田中 豊田中
清水区	11	清水第一中 清水第二中
	12	清水第三中 清水第四中 清水第五中
	13	清水第七中 清水第八中
	14	清水第六中 清水飯田中
	15	清水庵原中 清水袖師中 清水興津中
	16	蒲原中 由比中



- ✓ 中山間地の中学校（玉川、大河内、梅ヶ島、井川、藁科、大川、小島、両河内）は、各校において現在設置している部活動を地域クラブ活動に転換し、引き続き自校において活動できるようにします。
- ✓ 希望に応じて、自校に設置される地域クラブ活動以外に参加することも可能です。

今後の児童生徒数 推移



これまで統廃合を行った学校

年度	統合後の学校	統合前の学校
2006年度	番町小学校	一番町小学校 三番町小学校
2007年度	葵小学校	青葉小学校 城内小学校
2016年度	井川小中学校（小中一貫校化）	井川小学校 井川中学校
2017年度	大河内小中学校（小中一貫校化）	大河内小学校 大河内中学校
	梅ヶ島小中学校（小中一貫校化）	梅ヶ島小学校 梅ヶ島中学校
	大川小中学校（小中一貫校化）	大川小学校 大川中学校
2020年度	玉川小中学校（小中一貫校化）	玉川小学校 玉川中学校
2022年度	両河内小中学校（小中一貫校化）	清水和田島小学校 清水西河内小学校 清水中河内小学校 清水両河内中学校
2024年度	中藁科小学校	中藁科小学校 清沢小学校 水見色小学校

- 子どもたち同士で切磋琢磨できる教育環境が重要。今後も児童生徒数は減少傾向にあり、一定の規模の児童生徒数が維持できない学校が増加することが見込まれる。
- 今後も子どもたちに充実した教育環境を提供するため、学校施設が適正な配置となるよう取り組んでいく。
- 学校は子どもの学びの場であるとともに、地域コミュニティの場でもあることから、地域や保護者にご理解をいただき進めていく。

現在、統廃合に向けて動いている地区

※各学校の児童生徒数は、2025年5月8日現在の人数

①蒲原地区

2026年4月に蒲原東小、蒲原西小、蒲原中が統合予定

- ・2020年5月に、自治会やPTAから小中一貫校化の要望書が提出
- ・2026年4月の蒲原中(192人)、蒲原東小(190人)、蒲原西小(142人)の統合に向けて、「学校開校準備委員会」にて、地域と定期的に協議



学校開校準備委員会

②梅ヶ島地区

2026年4月に梅ヶ島小中、大河内小中が統合予定

- ・2024年12月に、自治会やPTAから、梅ヶ島小中(13人)の大河内小中(21人)への統合についての要望書が提出
- ・2026年4月の統合に向けて、「学校統合協議会」にて、地域と協議を行う予定

③由比地区

2026年4月に由比北小と由比小が統合し、2028年4月に由比中と統合予定

- ・2025年1月に、自治会やPTAから小中一貫校化の要望書が提出
- ・2026年4月の由比北小(15人)、由比小(186人)の統合、及び2028年4月の由比中との統合による小中一貫校化に向けて、「学校開校準備委員会」にて地域と定期的に協議

④久能地区

2027年4月に久能小と大谷小が統合予定

- ・2024年9月に、自治会やPTAから、久能小(12人)の大谷小(332人)への統合についての要望書が提出
- ・2027年4月の統合に向けて、「学校開校準備委員会」にて地域と定期的に協議



学校開校準備委員会

⑤藁科地区

2028年4月に中藁科小と藁科中が統合予定

- ・2022年9月に、自治会やPTAから小中一貫校化の要望書が提出
- ・2024年4月に、清沢小、水見色小、中藁科小が統合
- ・2028年4月の藁科中(51人)、中藁科小(70人)の統合に向けて、「学校開校準備委員会」にて、地域と定期的に協議



将来の学校のあり方についてのPTAの話し合い

学校給食の提供に要する経費

学校給食法第11条に基づき、食材費の購入等に要する経費は児童生徒の保護者に負担していただき、それ以外の給食提供に要する人件費や施設・設備費等は静岡市が負担している。現在は、1食当たり699円の経費が必要となっており、295円が保護者負担、404円が静岡市の負担となっている。

学校給食費 (食材費) (小学生@280円) (中学生@325円)	42.2% 1食当たり 295円	約22億9,800万円			合計 約22億9,800万円	
		給食費支払い世帯 【保護者が負担】	生活困窮世帯【市が負担】 (就学の援助が必要な世帯又は生活保護世帯)			
		約2億1,000万円				
		約20億8,800万円	約1億8,600万円 (就学援助世帯 市負担分)	約2,400万円 (生活保護世帯 市負担分)		
		38.3%	3.4%(就学援助)	0.5%(生活保護)		
		【内訳】	【内訳】	【内訳】	【内訳】	
		小学生 26,474人	小学生 2,177人	小学生 253人	小学生 28,904人	
		中学生 12,889人	中学生 1,307人	中学生 199人	中学生 14,395人	
		合計 39,363人(91%)	合計 3,484人(8%)	合計 452人(1%)	合計 43,299人(100%)	
物価高騰対策負 担軽減事業費	8.5% 1食当たり 59円	4億6,400万円【市が負担(国の交付金活用)】			4億6,400万円	
事業費	49.3% 1食当たり 345円	約26億8,900万円【市が支出している経費】 【内訳】 物件費 約21億4,100万円(学校給食センター等の運営費) 人件費 約5億4,800万円(調理員、栄養士)			約26億8,900万円	
計	100% 1食当たり 699円	54億5,100万円 ÷ 43,299人 ÷ 180回／年 = 699.4円 ≒ 699円(1食当たり単価) ※1校につき年間180回の学校給食提供			約54億5,100万円 うち、市の負担分 約33億6,300万円 (61.7%)	

※合計児童生徒数はR6.5.1日現在、就学援助世帯人数及び生活保護世帯人数はR5.5.1日現在

※物価高騰対策負担軽減事業費及び事業費は、令和7年度予算

※就学援助は経済的にお困りで収入が市の定める認定基準以下の世帯(担当課:教育委員会事務局 児童生徒支援課)

※生活保護は収入が最低生活に必要な国が定める認定基準以下の世帯(担当課:福祉総務課)

9-2 学校給食費の公会計化

教育委員会

学校給食費の公会計化について

1 学校給食費の公会計化の意義

これまで各学校長が保護者から学校給食の提供に要する食材費を給食費として徴収していたが、学校給食費会計の公平性、透明性を向上させ、徴収・管理に係る教職員の業務負担軽減、並びに支払方法の増加による保護者の利便性向上などのため、2025年度から学校給食費を公会計化し、学校給食課にて学校給食費を一括徴収・管理している。

2 学校給食費の管理について

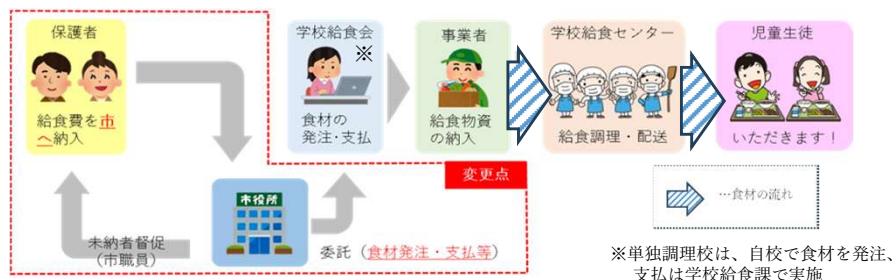
(1)これまでの学校給食費の流れ(例:センター配食校)

学校給食費は、市の歳入予算として計上せず、学校長が管理する会計(私会計)の中で処理



(2)公会計化後の学校給食費の流れ(例:センター配食校)

学校給食費会計の公平性、透明性を向上させ、教職員の業務負担軽減、並びに保護者の利便性向上などを目的に、2025年4月から公会計化を実施



※これまでの学校指定1金融機関のみの取り扱いから、web(パソコンやスマート)から県内9金融機関の口座振替依頼が可能となり、コンビニ・キャッシュレス納付にも対応している。

3 スケジュール

- ・2024年9月
- ・2024年10月
- ・2024年11月
- ・2024年11月～
- ・2025年1月～
- ・2025年4月
- ・2025年5月
- ・2025年5月26日(月) 第1期納期限
- ・2026年2月25日(水) 第10期納期限

今後は、第1期の収納状況を踏まえて、引き続き口座振替登録を呼びかけるなど収納率の向上に努めていく。

また、学校給食費については、国による2026年度からの小学校を対象とした無償化の動きもあるため、引き続き国の動向を注視していく。

4 学校給食費

※2025年度

	小学校	中学校
一食当たり単価 (保護者負担額)	280円	325円
年間予定給食回数	180回	180回
年間納付額	50,400円	58,500円
一食当たり 公費負担額	57円	66円
一人当たり 年間公費負担額	10,260円	11,880円

9-3 学校給食の内容

教育委員会

学校給食の内容

<主食>

- ・麦ご飯、炊き込みご飯、食パン、ソフト麺など様々な種類を提供。

- ・主食の量
年齢に合わせて、必要なエネルギー量が変わるために、学年ごと主食量も調整している。

<おかず（主菜や副菜）>

- ・肉や魚、卵、大豆製品などの主菜と野菜中心の副菜を組み合わせて提供。
- ・和風・洋風・中華風など種類も豊富



<牛乳>

- ・成長期のカルシウム補給のため毎日1本（200ml）がつく。
※牛乳業者から配送

・学校給食摂取基準

学校給食で提供する食事内容については、子どもの健全な成長のために適切な栄養量を確保できるよう努めている。

区分	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (%)	脂質 (%)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	食物繊維 (g)
6～7歳	530	学校給食による摂取エネルギー全体の 13～20%	学校給食による摂取エネルギー全体の 20～30%	290	2	4以上
8～9歳	650			350	3	4.5以上
10～11歳	780			360	3.5	5以上
12～14歳	830			450	4.5	7以上

*学校給食では、成長期の子どもに不足しがちな栄養素（カルシウムや鉄、食物繊維など）が積極的に与えられるように配慮し、提供しています。

学校給食における取組（生きた教材としての献立）

【ふるさと給食の日・ふるさと給食週間】

地産地消の取組として、毎月1回以上「ふるさと給食の日」を設け、県内産の食材や、よく食べられている料理を積極的に献立に取り入れている。

また、6月と11月の各5日間を「ふるさと給食週間」として地元の食文化に親しんでもらえるような料理を提供。



- ふるさと給食の例
- ・ごはん
 - ・牛乳
 - ・静岡おでん
 - ・ごま和え
 - ・パインアップル缶



- 海外の料理の例
(カンヌウィーク)
- ・ソフトフランスパン
 - ・牛乳
 - ・鶏肉のフリカッセ
 - ・フレンチサラダ
 - ・ブランジエ

【海外の料理】

5月のカンヌウィークや10月の多文化共生月間、他国際交流イベントに合わせ、海外の料理を提供。

【スマイル給食】

食物アレルギー等で喫食に制限のある子も食べることが出来る給食を年1回提供。

【環境おうえん給食】

「持続可能な食と農を考える」食育として、「環境おうえん給食」と位置づけ、環境に配慮し生産された農産物（有機農産物）を学校給食で提供しています。令和6年「米・大根・人参・茶加工品」提供。令和7年度「米・玉ねぎ・じゃがいも・かぼちゃ・さつまいも・大根・人参・茶加工品」提供予定。



- 環境おうえん給食の例
- ・ごはん
 - ・牛乳
 - ・さばのねぎソースかけ
 - ・ひじき入りおひたし
 - ・大根のそぼろ汁

9－4 学校給食施設状況

教育委員会

静岡市の学校給食は、現在、学校給食センター及び単独調理校にて調理され、小学校及び中学校の児童生徒に提供されています。

今後も児童生徒数の減少が見込まれることから、市全体の学校給食の提供のあり方を見直す必要があり、現在、持続可能な食の生産(農産物・食品等)、流通、加工、消費の全体システムという農と食の未来を考えた上で、学校給食提供システムを検討しています。

1 学校給食センター

※2024.5.1現在

名称	給食校数及び食数			
東部学校給食センター	1日	4,220食	中 11校	4,220食
丸子学校給食センター	1日	8,060食	小 12校 中 5校	5,739食 2,321食
西島学校給食センター	1日	8,449食	小 11校 中 6校	5,316食 3,133食
門屋学校給食センター	1日	6,957食	小 16校 中 8校	4,224食 2,733食
中吉田学校給食センター	1日	8,877食	小 11校 中 4校	6,635食 2,242食
藁科学校給食センター	1日	193食	小 2校 中 2校	110食 83食
井川学校給食センター	1日	10食	小 1校 中 1校	10食 0食
庵原学校給食センター	1日	587食	小 1校 中 1校	396食 191食
両河内学校給食センター	1日	807食	小 5校 中 2校	643食 164食
由比学校給食センター	1日	410食	小 2校 中 1校	255食 155食

2 単独調理校

※2024.5.1現在

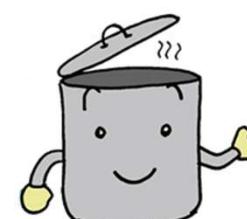
	給食校数及び食数	
静岡地区	小 1校 中 1校	10食 17食
清水地区	小 17校	7,039食
蒲原地区	小 2校 中 1校	387食 206食



門屋学校給食センター



学校給食調理の様子



静岡市学校給食キャラクター“しょつかんくん”

【静岡市学校給食ウェブサイトの紹介】

静岡市は、2023年3月から学校給食に関するウェブサイトを開設しました。給食の献立や給食施設の情報から、食育に関するコンテンツまで、各学校や家庭で活用してもらうために精力的に情報を発信しています。



《経緯》

- ・ 2022年12月に、清水の船越地区に清水区を配食エリアとする1万食規模の学校給食センターを整備する方針を決定。しかし、今後、児童生徒数の減少が見込まれることから、将来の児童生徒数の推計を基に、葵区・駿河区を含めた市全体の学校給食の提供のあり方を見直すこととした。
- ・ 給食供給全体量としては、新センターを設置しなくとも既存の他の給食センターも含めた供給体制の見直しで供給可能と考えており、1万食規模のセンターの新設は確実に過剰投資になる。

《現状・課題・背景》

- ・ 静岡市における地域の農産物など食の生産から消費に関する施策については、農業振興、卸売市場、学校給食など各分野の目的に基づいて実施されているが、時代の流れとともにそれぞれにおいてハード面、ソフト面で様々な課題が発生している。
- ・ 社会全体の動きとして、食の供給システムはすでに大きく変わってきた。今後さらに変化・進化していくことが予想される。
- ・ 将来の児童生徒数の推計を基に、葵区・駿河区を含めた市全体の学校給食の提供のあり方を見直す必要がある。また、給食センターや学校内での調理状況、配送システムなど、現在のシステムにも抜本的な改善が必要である。

『静岡食と農システムプロジェクトチームにおける見直しの方向性』

- ・ 供給システムとしては、市全体の学校給食の供給体制は、共同調理場方式である従来の学校給食センター、各学校に設置された単独調理場、また、その単独調理場を活用したいわゆる「親子方式」などがあるが、これから30年の供給体制を考える際には、これまでの延長上の供給システムに捉われずと考えるべき。
- ・ これからの学校給食のあり方を考える際には、単に学校給食だけで考えるのではなく、持続可能な食の生産、流通、加工、消費の全体システムという農と食の未来を考えた上で、その中でどういう学校給食供給システムにするかを考える必要がある。
- ・ 2025年2月に立ち上げた『静岡食と農システムプロジェクトチーム』において、今後のスケジュールを含め検討しており、2025年度中には、基本的な考え方などを示していきたい。

«小・中学校の施設の状況»

2025年度の小・中学校数は、小学校75校、中学校37校、小中一貫校6校の計118校である。

また、施設数(棟数)の合計は356棟である。この内、築50年以上のものは142棟(校舎103棟、体育館39棟)で、全体の39.9%を占めており、今後計画的な整備が必要である。

用途・築年数で分類した学校施設数(単位:棟)										
	校舎			体育館			武道場			計
	築50年未満	築50年以上		築50年未満	築50年以上		築50年未満	築50年以上		
小学校 (75校)	62	68	130	47	27	74	0	0	0	204
中学校 (37校)	49	31	80	27	10	37	14	0	14	131
小中一貫校 (6校)	10	4	14	5	2	7	0	0	0	21
合計 (118校)	121	103	224	79	39	118	14	0	14	356
割合	54.00%	46.00%	100%	66.90%	33.10%	100%	100%	0%	100%	

(2025年度)

«これまでの取組と課題»

学校施設は、災害発生時の避難所として災害に対応する堅牢性を確保するため、過去に各学校施設の耐震補強等の大規模な工事を行ってきた。現在は、夏季の高温対策のため、校舎教室への空調機設置や、トイレの洋式化など、学校環境を改善する取組を継続して実施している。しかしながら、校舎等の多くは築50年を超えており、建物内外の老朽化が進んでおり、また、管理棟数が変わらずに推移していることから、計画的に、最適な時期での改修工事の実施が困難な状況となっており、不具合が発生した場合は対処療法的な修繕対応となるため、修繕箇所や範囲、修繕費用が増加し、予算を圧迫する要因となっている。

このような状況から、学校統廃合による施設保有量の削減と、引き続き継続する施設の長寿命化改修の時期と、改修の内容が課題となっている。

«対策»

・施設保有量の縮減を図る取組の実施

2050年度までの本市の将来推計人口(企画課算出)では、児童生徒数がこれまでの想定よりも著しく減少することが明らかになったことから、充実した教育環境を提供するため、これまでの学校再編の取組を加速し、施設保有量の縮減を図る。

(具体的な取り組み等については、教育委員会事務局において検討を進めている。)

・ライフサイクルコストを縮減する取組の実施

学校統廃合による施設保有量の削減と、建物の耐震性能、築年数、劣化状況により、建物ごとに改修等の実施順位と改修手法を設定し、今後26年間(～2050年度まで)のライフサイクルコストを削減する。(施設の長寿命化や予防改修、改築などの施設整備費と、光熱水費や保守管理費、修繕料などの維持管理経費を合計した費用を算出し、改修や改築の周期や規模、仕様などの基準の検討を進め、改修計画の策定を目指している。)

なお、改修時期等は『静岡市社会共有資産利活用基本方針』に基づき、学校施設の目標使用年数を概ね80年とし、予防保全型の改修(築20年・60年を目途に原状回復改修、築40年を目途に機能向上改修)により、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を目指す。

10-3 特別教室・体育館へのエアコン設置(小中学校特別教室空調設備整備事業)

【目的】

近年の気温上昇による熱中症等のリスクから児童生徒の健康を守り、快適な学習環境とするため、学校施設へ空調設備の設置を進め、安全安心で快適な教育環境を整備する。

体育館においては、児童生徒の学習環境を整えるとともに、災害時の避難所環境を改善する。

【小中学校特別教室空調設備整備事業】

〈実施内容〉

市立小中学校の特別教室(音楽室、理科室等)に空調設備を整備する。

- 整備対象: 市立小中学校の特別教室(小学校68校358室、中学校39校302室)
- 整備期間: 2023~2026年度 設計・工事
- 総事業費: 約56億円(内、国補助金約10億円)

現在、工事を実施中、2026年度夏季に整備完了予定

【小中学校体育館空調設備整備事業】

〈実施内容〉

市立小中学校の体育館に空調設備を整備する。

2025~2026年度は、モデル校3校の整備を行い、最適な整備手法や空調方式等を検証する。

文部科学省が創設した「空調設備整備臨時特例交付金」(2024~2033年度)を活用する。

- 実施対象: 東中学校(葵区)、長田西小学校(駿河区)、清水袖師中学校(清水区)
- 整備期間: 2025~2026年度 設計・工事・検証
- 事業費: 2.1億円(内、国補助金約1.0億円)

モデル校に続き、2033年度(交付金対象期間)までに、
その他の市立小中学校体育館107校に空調設備を整備する



教室空調設備(設置状況)



体育館空調設備(参考例)

● 資料の内容

2024年度 修繕要望件数、要望対応件数、緊急対応件数、
教育資産管理課が実施した修繕件数及び支出額、教育資産管理課修繕予算額を記載
※2025度分は現在執行中。

2024年度 小中学校施設修繕業務支出状況				教育資産管理課	
	修繕要望 件数	要望対応 件数	緊急対応 件数	教育資産管理課対応修繕	
				対応件数計	支出額
小 学 校	995	483	84	567	150,530,153
中 学 校	504	234	69	303	92,202,110
計	1,499	717	153	870	242,732,263

・不足分は課内予算から流用

※ 学校施設の維持保全に係る取組

学校施設で発生する老朽化による雨漏りや、施設の破損、設備の故障等、様々な不具合への対応として、規模の大きな改修工事等による施設整備は都市局建築部建築総務課が所管し、規模の小さな不具合等の施設保全に係る修繕等は教育局教育資産管理課が所管し、学校施設を安全で安心して使用できるように努めている。

◆ 静岡市の英語教育について

- 【目指す児童生徒像】
- ・自信を持って英語でコミュニケーションをする
 - ・地域のことを英語で語る
 - ・ふるさとへの愛情を持ち、国際的な視野で人とのつながりを広げる

【ALT(Assistant Language Teacher :外国語指導助手)】 小学校5・6年、中学校全学年対象

◎ALT活用の目的

- (1) 外国語指導助手(以下「ALT」という。)と外国語科教員によるチーム・ティーチングを通して、児童生徒の英語コミュニケーション力を向上させる。
- (2) ALTの英語力や文化的背景を生かし、児童生徒の異文化理解を促進する。

◎ALTの果たす役割

- ・英語でのやり取りを通じて、伝わる喜びを体験させ、学習意欲を高める。
- ・自然な発音や表現を教え、日本文化との違いを伝えることで、異文化への関心を育てる。

市内小・中全校における
ALT事業についての
学校教員用アンケート

ALTとのティームティーチ
ングにより、児童生徒のコ
ミュニケーション能力や異
文化理解が向上したと思う
小中教員の割合

98.
3%

成果

ALTとの交流により、自分の英語が通じた経験が自信となり、言語習得や異文化理解が深まる。

課題

- ・児童生徒の英語力向上のため、外国語授業でALT参画をより充実させていくこと。
- ・ALTの採用やALT研修会の質を高めること。

(2025年2月アンケート結果)

【GET(Glocal English Teacher :外国語指導助手)】 小学校3・4年対象

◎GET活用の目的

- (1) 静岡市在住の英語堪能な地域人材グローカルイングリッシュティーチャー(以下「GET」という。)を活用することにより、児童に「生きた英語」に触れる機会を増やす。
- (2) GETと教員によるチーム・ティーチングにより、児童が自ら地元の魅力を英語で発信できる力を育成する。

◎GETの果たす役割

- ・異文化理解を深める機会をつくり、併せて地域学習も充実させる。
- ・児童が英語に親しみを持ち、自信を持って英語で表現できるようサポートする。

市内小学校における
GET事業についての
学校教員用アンケート

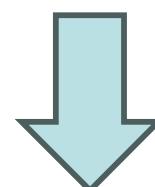
GETとのチームティーチングにより、児童の英語での学習意欲や異文化理解が向上したと思う小学校教員の割合

100%

(2025年2月アンケート結果)

成果

- ・GETの知見に触れ、児童の英語や異文化への関心が高まるとともに、様々な授業支援方法により、児童の学習意欲が増加した。
- ・GETの専門的な知識やスキルの共有により、教員の外国語指導力が向上した。



GETは、教員の指導力を向上させるとともに、児童の「話したい」気持ちを育てることに多大に貢献した。

教員自らがGETから学んだ指導方法を授業展開に取り入れていく段階。
GET事業から次のステップへ英語教育を推進していく。

【英語教育の現状と推進に係る取組】

◎現状1(英語力について)

- 英語教育実施状況調査(文科省)において、
ポイントは着実に上昇傾向

	本市	全国
R6	55.2	52.4
R5	56.0	50.0
R4	51.7	49.2
R3	46.7	47.0



◎現状2(授業内容について)

- デジタル教科書・デジタルコンテンツの活用は順調。しかし、**教育効果が高い**とされる「ICTでの遠隔地のALTとのやり取り」については全国・本市ともに低い状況。(教育効果:CEFR A1の生徒割合が2.6%高い)

授業内容	本市	全国
学習者用デジタル教科書の活用	95.3%	95.4%
デジタルドリルや動画等のコンテンツ活用	95.3%	95.7%
1人1端末等を用いた発表や話すこと	90.7%	96.4%
遠隔地のALT等とのチームティーチング	11.6%	15.2%

◎英語教育推進に係る取組 「遠隔地とのALT等とのチームティーチング」を全校実施するための実証研究を進めている。

- 接続校:籠上中・安倍川中・賤機中・美和中・清水八中・清水小島中・教育センター(7か所)

- 授業校:清水六中・田町小・玉川小中・梅ヶ島小中・大河内小中・大川小中(6か所)



オンライン支援体制の構築により、現在実施しているイングリッシュデイ・カフェ・キャンプの内容充実にもつながる。(オンラインによるALT複数参加等)

【ポイント】通常の訪問支援では実施不可能なALT2名の参加などが可能となる。

【ポイント】ALT2名が英語でのやり取りを行い、同時に教員が解説などができる。

要旨

静岡市の地域特性を生かした特色ある学校として、2050年までの人口推計を踏まえ、市立2高校(静岡市立高校と清水桜が丘高校)の在り方について、「静岡市立の高等学校の在り方検討委員会」を立ち上げ、有識者や学校関係者等の外部の意見を取り入れながら、検討を開始しました。

現状・課題

- ◆ 市立の2高校は、2024年3月にスクール・ミッション及びスクール・ポリシーを策定しました。それを実践すべく、静岡市立高校では、大学等と連携し他者との協働による「探究的な学び」、清水桜が丘高校では地元の企業等と連携した「実学的な学び」を充実するなど、各々が魅力ある学校づくりを推進しています。
- ◆ 一方、ここ数年の課題として、志願倍率が定員割れもしくはそれに近い状況になっていることがあげられます。(表1参照)
- ◆ 加えて、2024年9月に発表した静岡市将来人口推計では、このまま何も人口減少対策を講じなければ、15歳(中学3年生)人口は、2024年3月末と比較して、2030年3月末に約9%、2040年3月末に約34%、2050年3月末には約42%減少するとされています。(表2参照)
- ◆ このため、現状のままでは、近い将来、志願倍率の定員割れが常態化することが予想されます。

表1 志願倍率の推移

入学年度		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
市高	普通 (7クラス)	1.27	1.17	1.28	1.19	1.22	1.32	1.21	1.27	1.16	1.22	1.29	1.01	1.02
	科探 (1クラス)	1.20	1.40	1.25	1.13	0.93	1.13	1.25	1.13	1.05	1.35	0.93	0.63	0.53
桜が 丘高	普通 (3クラス※)	1.24	1.04	1.31	1.25	1.20	0.89	1.04	1.06	1.21	1.08	1.23	1.04	0.95
	商業 (3クラス)	1.20	1.09	1.28	1.26	1.28	1.16	1.18	1.12	0.88	0.86	1.10	0.83	1.03

【注】志願倍率1.05以下を網掛け（定員割れもしくはそれに近い状況）

※ 桜が丘高校普通科のクラス数は、2013(H25)～2020(R2)まで4クラス、2021(R3)～3クラス

表2 15歳人口の推計

	15歳人口	2024.3の人数 に対する割合
2024年3月末 (2024年度入学)	5,725人	(100)
2030年3月末 (2030年度入学)	5,211人	(91.0)
2040年3月末 (2040年度入学)	3,782人	(66.1)
2050年3月末 (2050年度入学)	3,325人	(58.1)

【出典】
静岡市の人口統計、静岡市人口推計（2024.9）

静岡市立の高等学校の在り方検討委員会

将来に渡り、市立の高等学校が未来の静岡の創り手を育む場であり続けるためには、これまでの延長線上で考えるのでなく、時代の変化を認識して、特色ある、魅力ある高校としてのあるべき姿、望ましい姿(2高校の在り方)を描くべき時期にあると考え、検討を開始することにしました。

【検討委員会の概要】

検討する事項	(1) スクール・ミッションおよびスクール・ポリシーに基づく魅力ある学校づくりの推進状況 (2) 従来の高等学校という既存の枠組みにとらわれない、新しい学校(高校)の姿 (3) 新しい学校(高校)の規模
設置期間	2025年4月～2026年3月の1年間
実施回数・時期	5回実施予定(各回2時間程度) 第1回 4月28日 第2回 6月18日 第3回 9月9日 第4回 11月12日 第5回 1月21日予定

【検討委員】

氏名	役職	該当枠
佐野 文子	静岡県総合教育センター 教育主任 (静岡県の公立高校の元校長)	学校経営に関し優れた識見を有する者
志村 剛和	常葉大学 法人本部 指導主事 (静岡県の公立高校の元校長)	学校経営に関し優れた識見を有する者
高畑 幸	静岡県立大学 教授	学識経験を有する者
溝上 慎一	学校法人桐蔭学園 理事長 桐蔭横浜大学 教授	学識経験を有する者
村山 功	静岡大学 教授	学識経験を有する者

(五十音順、敬称略)

《静岡市が高校を持つ意義》 量的供給から質的供給へ

(1) 静岡市が高校を設置・維持する法的な責任

法令によると、市は高校を設置・維持することはできるが、必ずしも設置・維持しなければならないものではない。

(2) なぜ、静岡市が高校を設置したか。

市立の高校を設置した当初は、県立高校の供給量が需要量(高校で学びたいと考える市民)より小さかったため、その社会的ニーズに応える形で市が学校を設置した。

(3) 設立から現在までの功績

市立の高校はその長い歴史の中で、多くの人材を輩出し、静岡市の発展に寄与してきたこと、そして、現在多くの市民から愛されている学校である。

(4) 人口減少がより進む将来において、今後の市が高校を持つ意義

・市には設立当初のような社会ニーズに基づく量的な供給責任はない。

・市が求める人材(資質・能力・知識)の育成が、
今後の市が高校を持つ意義となる。(質的な供給責任)



検討委員会では、市が高校を持つ意義や「新しい学校の姿」としての市のビジョン案を共有したうえで、議論を深めていく

12-3 静岡市立の高等学校の在り方検討

教育委員会

第1回検討委員会（令和7年4月28日）

目的・背景の共有、及び、在り方検討の視点、検討プロセス等についての協議

【委員からの意見】

- 市立の高校の成り立ちを踏まえ、県立でまかなえない人数を埋めるだけなら県立だけでよい
- 市と県が連携しつつ、静岡市独自の教育の枠組みと方向性を明確にすべきである
- 市がどのようなビジョンと覚悟をもっているかを明確にするべきである
- 県で採用した職員が市立の高校に行く、今のこのやりかたでは、市の独自性は本気では目指せない

第2回検討委員会（令和7年6月18日）

（1）静岡市が高校を持つ意義

市が求める人材（資質・能力・知識）の育成が、今後の市が高校を持つ意義となる（質的な供給）

（2）「新しい学校の姿」の市のビジョン（案）

静岡市に新たな価値を創出する、卓越した強みと行動力を備えた人を育成する場

（3）運営体制の改善策

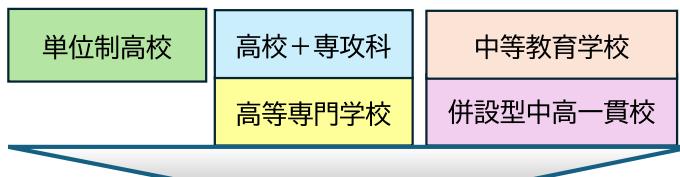
高校教職員の県依存体制の改善案（市の中学教員を交流派遣、校長等を市が採用等）

【委員からの意見】

- 静岡市と県教育委員会の方向性をすり合わせ、教育政策の整合性を確保すべきである
- 設置にかかるコストと運営負担を十分に精査し、制度（交付税等）の活用を模索すべきである
- 新しい教育体制（教員の配置や外部人材活用等）の構築を視野に入れ検討を行うべきである

第3回検討委員会（令和7年9月9日）

【設置形態についての方向性】 類型からの絞り込み



【絞り込む際の観点】
1:入学時に生徒や保護者に選ばれる設置形態
2:在校中に自分の強みを認識し、それを伸ばす学びの提供
3:在校中に静岡市を知り、愛着を育む
4:卒業後に静岡市に定着する割合を増やす
5:実現可能性（財政・制度面等）

その他 学びの内容・実現等についての意見として、

- ①個人に応じた学びを実践するための教育の「余白」の重要性
- ②地域との連携の重要性
- ③外部人材の積極的活用と教員資質向上策の構築

について協議された

第4回検討委員会（令和7年11月12日）

（1）規模について

現時点における事務局の想定である、現在の1学年あたりの学級数である14学級を将来は8~10学級程度を上限とすること、及び具体的な学級数については、今後の静岡県教育委員会との調整において決定することについて了承を得た。

（2）「新しい静岡市立の学校」での中核となる学びについて

事務局は、ビジョン案である「静岡市に新たな価値を創出する卓越した強みと行動力を備えた人の育成」に資する中核分野として、「国際・グローバル+情報・理数」を提示し、その内容について委員の理解と賛同を得るとともに、下記の意見をいただいた。

<教育内容の斬新さ>

国際や情報理数といった分野は重要なが、それ自体を「看板」とするには目新しさが足りないため、内部でプログラム化し看板は別にしてはどうか。

<個別最適な学びと協働性>

個別最適な学びは現代に必要な力を育む上で有効である一方、生徒が難しい分野を避けがちになるため、学校側がカリキュラムをしっかりと構造化する必要性がある。また、個別学習が進むと「協働性が弱くなる」という問題があるため、集団で学ぶ機会等を意図的に作る必要がある。

<ハード面と実績>

教育内容（ソフト面）に加え、生徒を集める「売り」となる象徴的な施設（ハード面）が必要である。また、保護者や生徒は進路の実績を見ているため、保護者にとって分かりやすい進学実績の指標を示すことも重要ではないか。

（3）意見集約（提案書）について

これまでの審議を踏まえ事務局が作成した「提案書（案）」について委員が確認を行い、表現の修正や内容の補完について、委員から意見をいただいた。

（4）アンケート調査の実施について

設置形態が2つ（中高一貫校と全日制単位制高等学校）に絞られたことを踏まえ、将来の保護者がこれらの設置形態をどのように捉えるかを確認するため、事務局はウェブアンケート（案）を提示し、その内容等について、委員から意見をいただいた。

第5回検討委員会（1/21実施予定）の後に市に提案書が提出される予定。

その後、静岡市教育委員会から、市立2高校を含む静岡市の公立高校の在り方を検討している県教育委員会に、市の検討委員会の協議結果を示し、市と県で協議を進めながらより具体的な検討をする。

12-3 【参考資料】 静岡市立の高等学校の在り方に関する提案書 概要版(案)

教育委員会

I 背景と現状

- 急速な少子化の進行

2040(R22): 約34%減少

2050(R32): 約42%減少 ※対R6比

静岡市15歳人口推計



- 私立授業料無償化による公立離れの加速、全国的な再編統合
- 市立2高校(清水桜が丘・静岡市立)ともに定員割れ等の厳しい状況

パラダイムシフト

「量的な供給責任」



「質的な供給責任」

未来を創る人材を育成する
「選ばれる学校」への転換

III 「新しい静岡市立の学校」の姿

中核となる学びの分野



国際・グローバル



情報・理数

方向性① 中高一貫校

6年間の「余白」

【6年一貫の学び】

知的好奇心をじっくり育み、確かな学力を育成する

【シティズンシップ教育】

地域と連携した学びを通じて、主体的な貢献を目指す志を育成する

【創造性と国際性の育成】

文理融合型の学習や多様な国際交流活動等を通じて、創造性かつグローバルな視野を身に付ける

方向性② 全日制単位制高校

カリキュラムの「余白」

【主体的な学びの推進】

多様な科目を主体的に選択し学ぶことで、自己の可能性を追求する

【多様な価値観への理解と協働】

多様な価値を理解し、国際社会で通用する協働性を育む

【多様な進路選択とキャリア形成】

大学進学や起業・地元企業への就職など、多様な進路に対応するキャリア形成力を育成する

共通基盤: 個別最適な学び×協働的な学び / 多様性 / 連携による学び

II ビジョンとコンセプト

ビジョン

静岡市に新たな価値を創出する、
卓越した強みと行動力を備えた人の育成

コンセプト

・未来の静岡の創り手:

地域を「我がごと」と捉え、地域への愛着を育む

・強みを伸ばす:

教育課程の内外に「余白」を創出し、生徒が主体的に学び、興味関心を深く追求する

・独自の価値:

県立や私立にない先進的で大胆な教育に挑戦する

・県全体の中核:

市内のみならず広域から生徒が集まるフラッグシップ校

IV 実現に向けた意見・要望

在り方に関する市の迅速な方針決定と市民への丁寧な説明

教職員の配置に関する県への依存体制の抜本的な改革

市の地理的・人的リソースの活用による持続可能な連携体制の構築

魅力ある教育環境を実現するための積極的な投資

在校生・教職員への配慮と県教育委員会との緊密な連携

中長期的(2040年頃まで)な視野をもつた学びのデザイン

インターナショナルスクールとは…インターナショナルスクールに関して法令上特段の規定はない。

【文部科学省ホームページ】

「一般的には、主に英語により授業が行われ、外国人児童生徒を対象とする教育施設であると捉えられています。※」とある。

※出典：文部科学省HP「11.学齢児童生徒をいわゆるインターナショナルスクールに通わせた場合の就学義務について
"https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1422252.htm"

【インターナショナルスクールの学校教育法上の分類】

- **一条校**（学校教育法第1条、対象：小学校、中学校、高等学校、大学及び幼稚園など）
学校教育法で規定された就学義務の履行となる教育施設
- **各種学校**（学校教育法第134条、対象：自動車整備、調理・栄養、看護師などの教育施設）
就学義務の履行とならないが、国の学習指導要領に拠る必要のない教育施設
- **無認可校**（上記の何れにも当てはまらない教育を行う施設）

首都圏のみならず、地方でも様々なタイプのインターナショナルスクールが開校

【一条校】

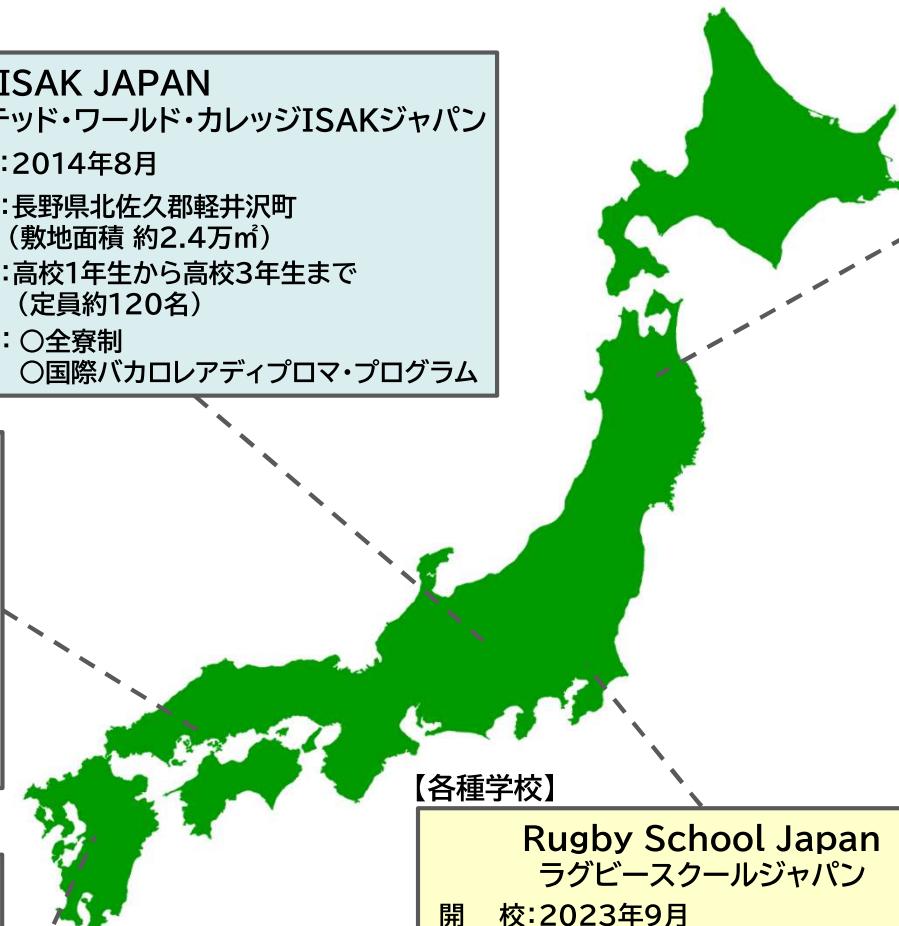
UWC ISAK JAPAN
ユナイテッド・ワールド・カレッジISAKジャパン
開 校:2014年8月
場 所:長野県北佐久郡軽井沢町
(敷地面積 約2.4万m²)
対 象:高校1年生から高校3年生まで
(定員約120名)
特 色:○全寮制
○国際バカロレアディプロマ・プログラム

【一条校】

Jinseki International School
神石インターナショナルスクール
開 校:2020年4月
場 所:広島県神石郡神石高原町
(敷地面積 約83万m²)
対 象:小学1年から6年生まで
(定員約144名)
特 色:○全寮制
○自然豊かな環境を活かした食育や
ファームプログラムなどを提供

【各種学校】

Harrow International School Appi Japan
ハロウインターナショナルスクール安比ジャパン
開 校:2022年8月
場 所:岩手県八幡平市安比高原(敷地面積 約9万m²)
対 象:小学6年生から高校3年生まで(定員約920名)
特 色:○全寮制
○英国式カリキュラムをベースとする



【各種学校】

Rugby School Japan
ラグビースクールジャパン
開 校:2023年9月
場 所:千葉県柏市柏の葉
(敷地面積 約5万m²)
対 象:小学6年生から高校3年生まで
(定員約780名)
特 色:○寮及び通学制
○英国式カリキュラムをベースとする

【各種学校】

九州ルートル学院インターナショナルスクール 小学部
開 校:2024年4月
場 所:熊本市中央区黒髪(敷地面積 不明)
対 象:小学1年から6年生まで (定員約120名)
特 色:○通学制
○九州ルートル学院大学等を設置する
学校法人九州ルートル学院が運営

《背景・目的》

- ・ 静岡市にインターナショナルスクールが開設されることにより、市内外の子どもたちにとって学びの選択肢が広がるとともに、国際的な教育環境の整備が図られる。
- ・ 企業活動のさらなる発展や研究拠点の形成に向けては、専門的な知識や技術を有する高度外国人材の受け入れが重要。
- ・ その獲得には、家族への配慮、とりわけ子どもの教育環境の整備が求められる。
- ・ スクール運営事業者や教職員、家族等の来訪・定住に伴う消費活動により、地域経済の活性化につながることが期待される。

《取組》

- ・ 2024年3月に、「インターナショナルスクール誘致推進協議会」を、静岡市と静岡商工会議所の連携により立ち上げた。
→静岡市でのインターナショナルスクール開設や運営に関心をもつ企業に聞き取り調査を行ったところ、参入意欲を示す企業が複数確認された。
→静岡市と静岡商工会議所のそれぞれに、様々な相談に対応する「支援チーム」を組織し、窓口を設置した。

《取組の効果》

参入意欲のある企業から、市が事業用地として県から確保した清水区にある静岡果樹研究センター跡地でインターナショナルスクールを開設する事業者を募集し、優先交渉権者を決定した。

【インターナショナルスクール誘致に向けた状況】

- ・静岡商工会議所と連携し設置した相談窓口に、2024年9月、ある事業者から、市内でのインターナショナルスクール開設の提案があった。具体的には、インターナショナルスクールの開設意向の表明と、静岡県が所有する「果樹研究センター跡地(清水区駒越西)」(以下「果樹研跡地」)を最適用地とし、その確保に向けた支援の要請である。
- ・提案の内容を検討した結果、市としても果樹研跡地はインターナショナルスクールの適地であると判断し、静岡市が100%出資する静岡市土地等利活用推進公社が静岡県から取得した。
- ・2025年10月17日から12月11日にかけて、果樹研跡地でインターナショナルスクールを設置・運営する事業者を募集し、優先交渉権者を決定した。



全景写真 ©Google



対象位置図 ©Google

【候補地(果樹研跡地)の概要】(静岡県公表資料より)
所在地:静岡市清水区駒越西2丁目12番10号

【想定されるインターナショナルスクールの概要】

- ・ 果樹研跡地の広大な敷地と、富士山と駿河湾の景観、豊かな自然を生かし、市内・県内のみならず、県外・海外からの入学を誘引する世界最高水準の国際教育を提供するインターナショナルスクールの開校を想定している。
- ・ インターナショナルスクールの開校時期は、事業者の判断となるが、現段階では、2028年9月の開校を想定している。
- ・ 果樹研究跡地が位置する清水区は、海洋分野の研究開発や次世代産業の発展が見込まれており、インターナショナルスクールが開設されることは、高度外国人材を惹きつける要素の一つとなる。

【今後のスケジュール】

12月中旬以降

- ・ 提案概要書、優先交渉権者名を静岡市ホームページに公開
- ・ 基本協定書の締結
- ・ 地域住民への説明会の実施
- ・ 土地貸付契約の締結